

# 小郡市景観計画

「あたりまえの美」を再発見  
人と自然と歴史が織りなす、癒しのまち小郡



平成 29 年 9 月

小 郡 市





## <目 次>

### 第1章 景観計画の策定にあたって

- 1. 1 背景 . . . . . P 1
- 1. 2 景観形成とは . . . . . P 1
- 1. 3 景観形成の効果 . . . . . P 2
- 1. 4 計画の目的と位置づけ . . . . . P 3
- 1. 5 計画の構成 . . . . . P 4

### 第2章 小郡市の概況と成り立ち

- 2. 1 小郡市の概況 . . . . . P 7
- 2. 2 小郡市の景観の成り立ち . . . . . P12

### 第3章 景観形成の目標及び景観計画区域

- 3. 1 景観形成の目標 . . . . . P21
- 3. 2 景観計画区域 . . . . . P21
- 3. 3 景域区分 . . . . . P22
- 3. 4 景観形成重点地区 . . . . . P22

### 第4章 良好な景観形成に関する方針

- 4. 1 基本方針 . . . . . P27
- 4. 2 景域別の基本方針 . . . . . P30
- 4. 3 景観形成重点地区別の基本方針 . . . . . P35

### 第5章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

- 5. 1 景観誘導の基本的な考え方 . . . . . P53
- 5. 2 届出の流れ . . . . . P53
- 5. 3 届出対象行為 . . . . . P54
- 5. 4 景域別の景観形成基準 . . . . . P65
- 5. 5 景観形成重点地区別の景観形成基準 . . . . . P71
- 5. 6 沿道景観保全ゾーンの指定について . . . . . P83

### 第6章 景観重要建造物・樹木の指定方針

- 6. 1 景観重要建造物・樹木の整備に関する事項 . . . . . P87

### 第7章 その他、景観形成に必要な事項

- 7. 1 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項 . . . . . P93
- 7. 2 景観重要公共施設の整備に関する事項 . . . . . P94

## 第8章 協働による景観形成の仕組みと体制

- 8. 1 それぞれの主体の役割と連携・・・・・・・・・・・・・・・・ P101
- 8. 2 景観形成を推進する体制と仕組み・・・・・・・・ P102
- 8. 3 景観形成につながる活動の推進・・・・・・・・ P105

## 資料編

- 資料1 小都市景観計画の策定経緯・・・・・・・・ P111
- 資料2 小都市景観審議会 委員名簿・・・・・・・・ P115
- 資料3 色彩の基礎知識・・・・・・・・ P116

# 第1章

## 景観計画の策定にあたって



# 第1章 景観計画の策定にあたって

## 1. 1 背景

私たちの生活環境は、少子高齢化の進展等社会状況の進展により大きく変わろうとしています。これまでの都市の急速な発展に対応した効率性や機能性を重視したまちづくりから、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりへと舵をきる転換期をむかえています。こうした中、国は歴史や文化、風土等の地域の特性を重視し、美しい国づくりに向けて、平成16年6月に景観に関する基本法として「景観法」を制定しました。

魅力あるまちづくりに寄与する良好な景観形成に関する気風の高まりを受け、本市は、久留米市、大川市、うきは市、大刀洗町、大木町、広川町とともに、河川、田園、山々等の筑後の美しい景観を一体的に保全・形成していくため、平成21年5月に「筑後川流域景観テーマ協定」を締結しました。また、同協定の締結を受け、福岡県は筑後川流域の市町を対象として、平成22年10月1日に、景観法を活用した「筑後川流域景観計画」を策定しました。

更に本市は、より本市に特化した、主体的な景観行政を推進することを目的に、平成26年4月1日に景観法に基づく「景観行政団体」となりました。これまで以上に良好な景観形成に向けた取組に力を注いでいくことが求められる中で、本市独自の様々な景観の価値を再認識することに加え、それらを守り、育てるための方策を示すことを目的に、本計画を策定しました。

平成16年度	○本市を含む筑後地域の16市町村(当時)が筑後田園都市推進評議会を結成し、「筑後の景観を守り・育てるルールづくり」に取り組む
平成18年度	○筑後田園都市推進評議会が「筑後景観憲章」を制定 ○松崎地区を(街道集落)景観モデル地区に指定
平成19年度	○松崎景観憲章の制定
平成21年5月	○本市を含む筑後川流域の7市町(当時)を対象区域とした「筑後川流域景観テーマ協定」を締結
平成22年10月	○福岡県が筑後川流域の市町を対象とした「筑後川流域景観計画」を策定
平成26年4月	○景観行政団体となり、「小都市景観計画」の策定に着手

▲これまでの経緯

## 1. 2 景観形成とは

景観は、個々の敷地に建つ家や店舗等の建物、庭の花や樹木、店の横に出される屋外広告物等の「モノ」と、道路や公園等の公共施設、その背景に見える山々や付近を流れる川等の自然の全てが、「ひとつのまとまり」として見えることで、その地域固有のものとして形作られます。

つまり、景観形成とは、この景観を構成するひとつひとつの要素において、それぞれに質が高いこと(あるいは維持されること)、全体としてバランスが取れていること(調和していること)であり、その成果は「景観の美しさ」や「個性ある魅力」として生み出されるものです。

## 1. 3 景観形成の効果

良好な景観形成を進めていくことは、その景観を通して自分たちの住むまちの環境を見つめなおし、まちづくりに取り組むということです。景観形成によって、住民の地域に対する愛着や満足度の向上、地域の魅力や個性の創出、観光交流人口の増加、資産価値の向上等様々な側面への波及効果を生む可能性が高まります。

### 住民の地域に対する満足感（誇りや愛着）を高める

良好な景観が身近に形成されることにより、住民は地域の良さを再認識し、地域への誇りや愛着が生まれるきっかけとなります。更には、地域コミュニティのつながりが強化され、地域力の向上に結びついていくことも期待されます。

### 快適な生活環境を生み出す

人々は生活環境において水や緑による潤い、風情や趣き、賑わいや落ち着き等、「便利さ」だけでなく、「快適さ」や「心地よさ」のような個々で感じる豊かさも求めています。良好な景観形成はその「快適さ」を生み出す取組のひとつであり、暮らしの豊かさの実現につながります。

### 観光・交流人口の増加により地域の活力を生み出す

地域資源を生かした魅力や個性のある景観形成を進めていくことにより、地域内外の人々が交流する機会づくりにつながり、観光交流人口の増加や地域の活力創出による活性化が期待されます。また、地域の魅力ある景観が外部に発信されることによって、地域のブランドイメージを高めることにつながります。

### 資産価値を向上させる

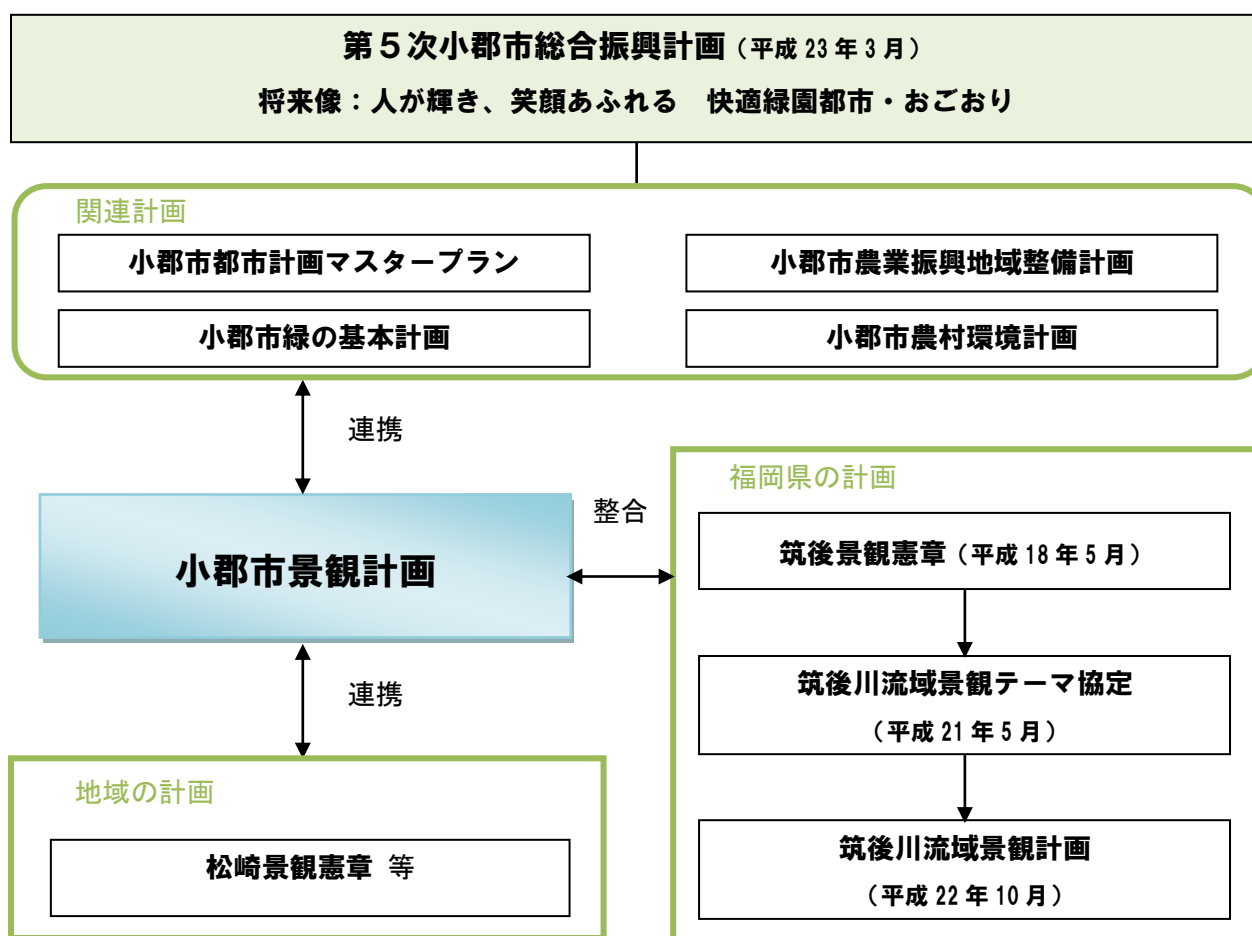
美しい街並みや自然が整えられた地域は、他の地域に比べて地価の下落が少ないという傾向が見られます。良好な景観形成に取り組むことは、単に来訪者の増加につながるだけでなく、地域の資産価値を向上させる可能性を高めることとなります。



## 1. 4 計画の目的と位置づけ

「小郡市景観計画」は、景観法に基づく事項を規定するとともに、本市の景観形成の基本的な方向性を示すマスタープランとしての役割を有しています。また、景観形成における市民や事業者、行政の役割を明確にし、良好な景観形成に向けた方策を示すことにより、地域固有の景観を生かしたまちづくりにつなげていくことを目的とします。

本計画は、「第5次小郡市総合振興計画」を上位計画とし、筑後川流域市町により締結された「筑後川流域景観テーマ協定」及び「筑後川流域景観計画」や、本市策定の関係する計画との整合を図り、その実現に向け連携していきます。また、地域が独自に取り組んできた松崎地区等での景観整備についても、それらの取組を踏まえて策定します。



▲計画の位置づけ

## 1.5 計画の構成

「小都市景観計画」は、景観形成の「目標」及び景観法で規定されている「区域」・「ルール（方針と基準）」を定めるとともに、景観形成の円滑な推進を行うための「仕組み」について定めることとします。

	<b>第1章 景観計画の策定にあたって</b>
	<b>第2章 小都市の概況と成り立ち</b>
目 標 ・ 区 域	<b>第3章 景観形成の目標及び景観計画区域</b> <ul style="list-style-type: none"><li>1. 景観計画の目標</li><li>2. 景観計画区域</li><li>3. 景域区分</li><li>4. 景観形成重点地区</li></ul>
	<b>第4章 良好な景観形成に関する方針</b> ◆市全域の基本方針 ◆景域別の基本方針 <ul style="list-style-type: none"><li>1. 景域別の景観特性</li><li>2. 景域別の景観形成方針</li></ul> ◆景観形成重点地区別の基本方針 <ul style="list-style-type: none"><li>1. 地区別の景観特性</li><li>2. 地区別の景観形成方針</li></ul>
ル ー ル （ 方 針 と 基 準 ）	<b>第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</b> ◆届出対象行為と届出の流れ <ul style="list-style-type: none"><li>1. 景観誘導の基本的な考え方</li><li>2. 届出の流れ</li><li>3. 届出対象行為</li></ul> ◆景観形成基準 <ul style="list-style-type: none"><li>1. 景域別の景観形成基準</li><li>2. 景観形成重点地区別の景観形成基準</li><li>3. 沿道景観保全ゾーンの指定について</li></ul>
	<b>第6章 景観重要建造物・樹木の指定方針</b> <b>第7章 その他景観形成に必要な事項</b> <ul style="list-style-type: none"><li>1. 屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する事項</li><li>2. 景観重要公共施設の整備に関する事項</li></ul>
仕 組 み	<b>第8章 協働による景観形成の仕組みと体制</b> <ul style="list-style-type: none"><li>1. それぞれの主体の役割と連携</li><li>2. 景観形成を推進する体制と仕組み</li><li>3. 景観形成につながる活動の推進</li></ul>

### ▲計画の構成

## 第2章

### 小郡市の概況と成り立ち



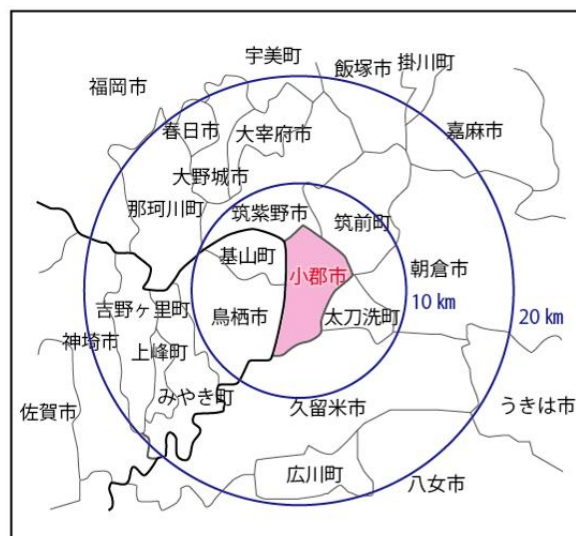
## 第2章 小郡市の概況と成り立ち

### 2.1 小郡市の概況

#### (1) 位置

本市は福岡県の南部、筑紫平野の北部、佐賀県との県境に位置し、南東は久留米市、大刀洗町、西は佐賀県鳥栖市、基山町、北東は筑紫野市、筑前町にそれぞれ接する東西6km、南北12kmに亘る区域で、総面積は45.5km<sup>2</sup>となっています。

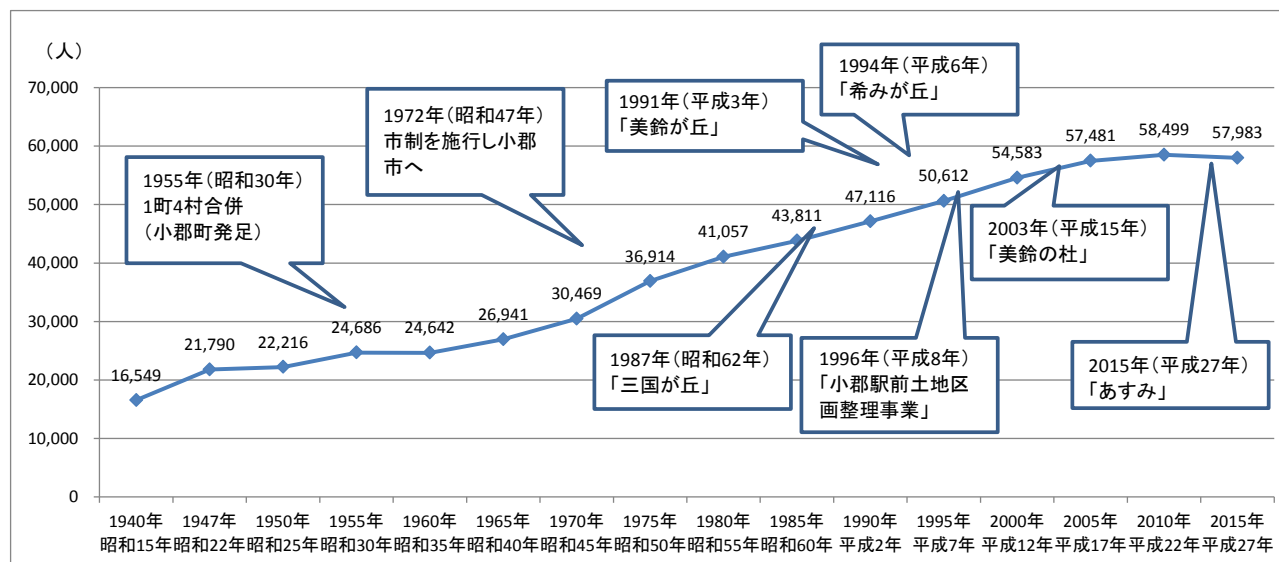
市の南北方向に西鉄天神大牟田線が走っており、西鉄小郡駅から西鉄福岡（天神）駅まで約30分、西鉄久留米駅まで10分前後で行ける位置の良さから、本市では昭和40年代後半から西鉄天神大牟田線の沿線において急速に住宅開発が進み、住宅都市としての機能が強い都市となっています。



▲本市の位置

#### (2) 人口

高度経済成長期に当たる1970年（昭和45年）～1975年（昭和50年）に人口が急増し、その後も緩やかに増加していますが、近年は横ばい傾向にあります。



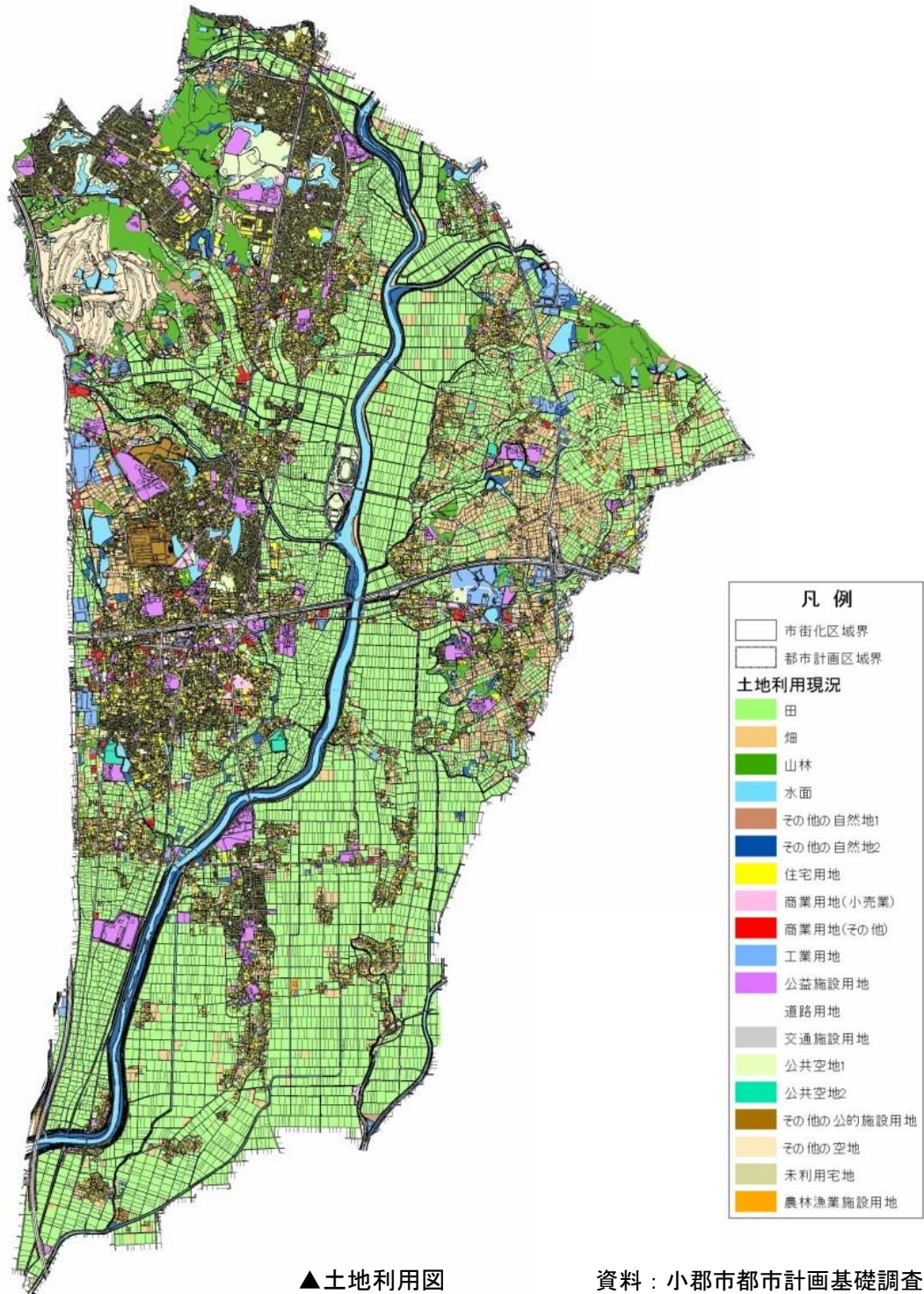
▲本市の総人口

資料：国勢調査

### (3) 土地利用の現況と法規制

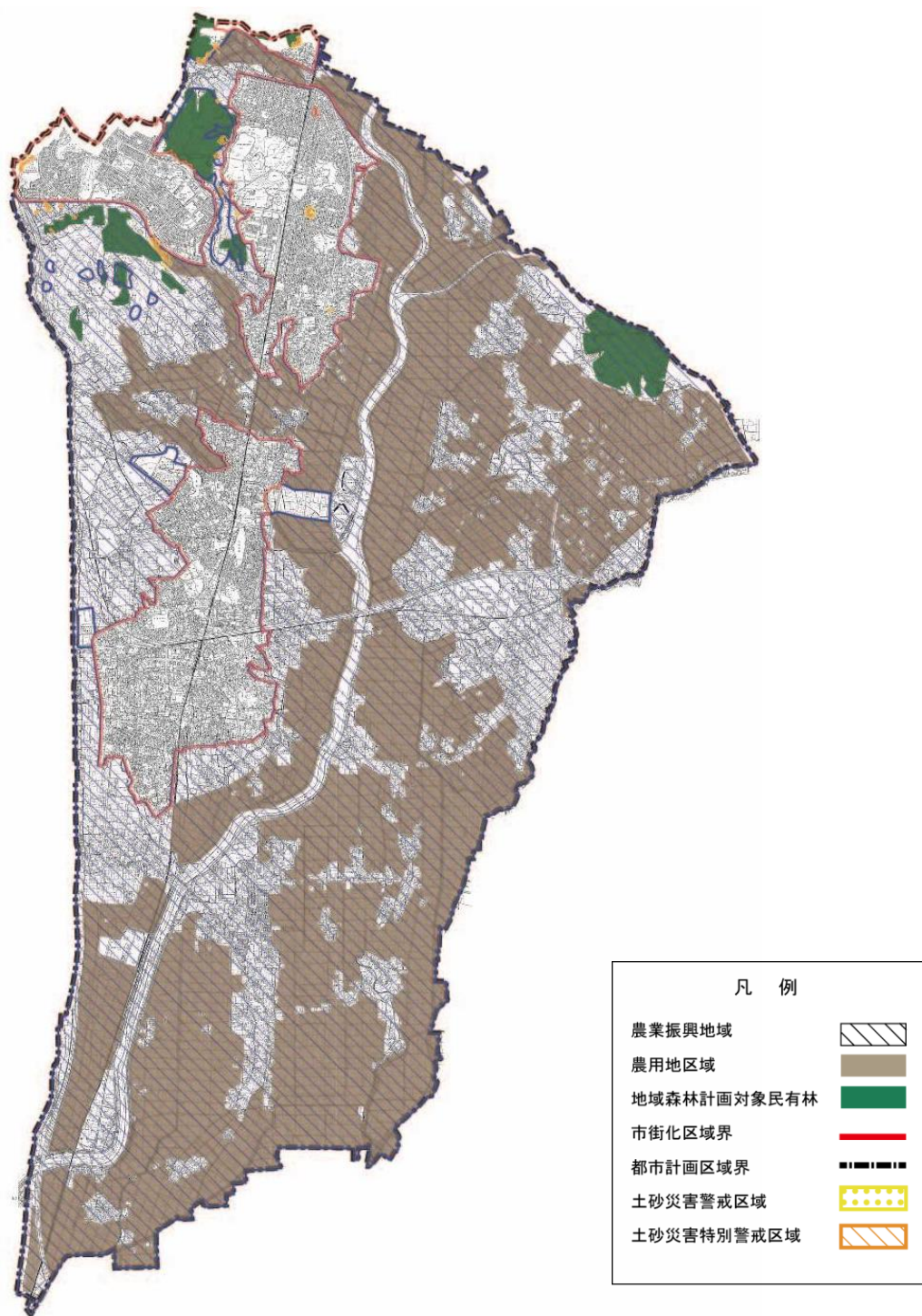
#### ①土地利用

本市の土地利用は、西鉄天神大牟田線に沿った市街地と、宝満川周辺の平坦部の農地、花立山や北部丘陵地の山林に大きく区分できます。田・畑が約 50%を占め、宅地や市街地は、市域の約 17%となっています。



## ②法規制

本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域が 17.1%、市街化調整区域が 82.9%を占めています。また、市域の 81.6%が農業振興地域であり、このうち 46.9%が農用地区域に指定されています。



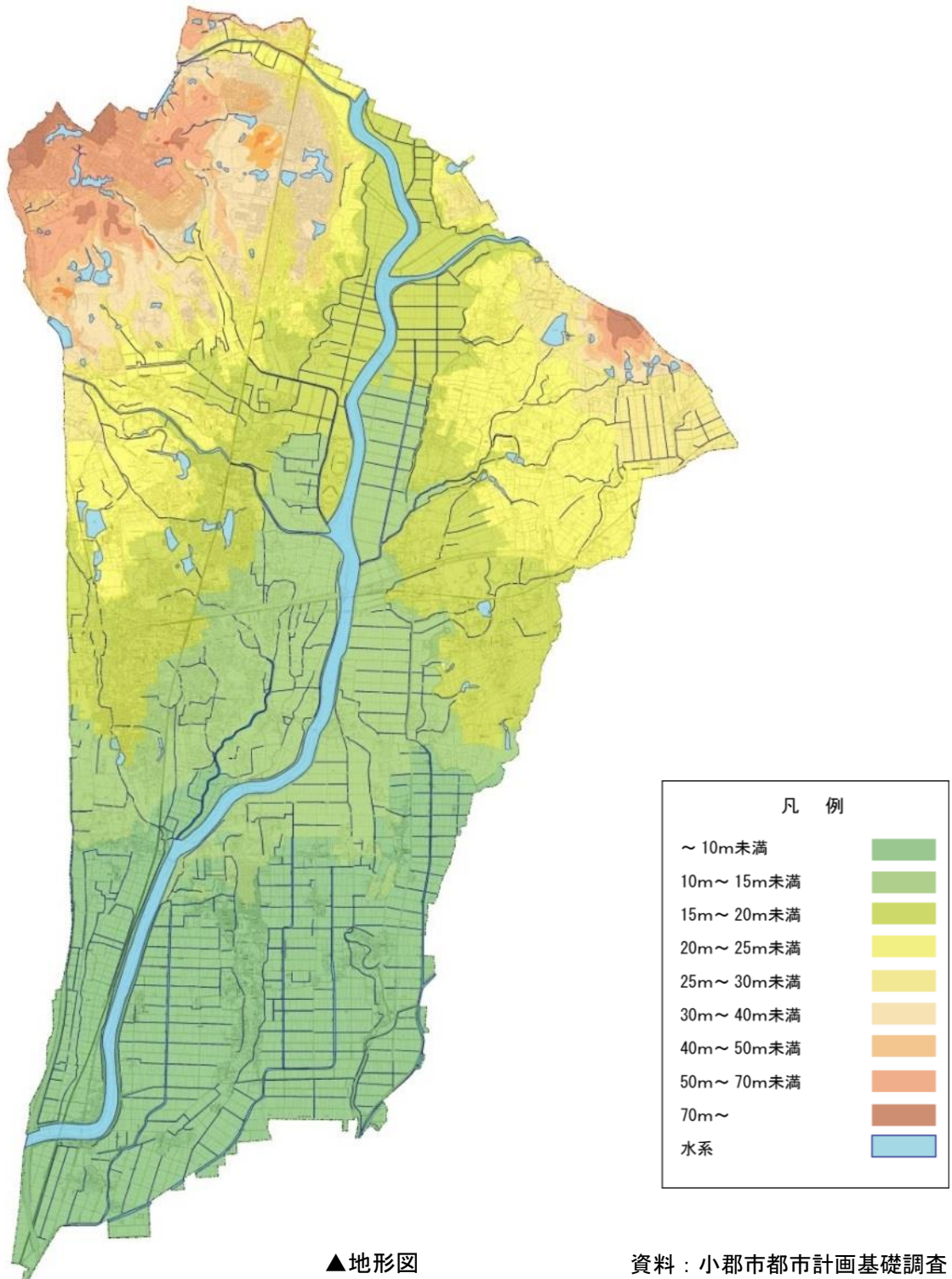
▲法規制図

資料：小郡市都市計画基礎調査

#### (4) 地形と植生

##### ①地形

地形は大きく3つに区分でき、市域中央部の平坦地、北東部の台地、北西部の丘陵地からなっています。本市は、筑後川と宝満川が合流するデルタ地帯に位置するため、市域を南北に貫流する宝満川周辺の大部分は、標高15m以下の平坦地です。北東部の台地には、花立山（標高130.6m）が位置し、北西部の丘陵地には、標高20～90mのなだらかな丘陵が連なっています。





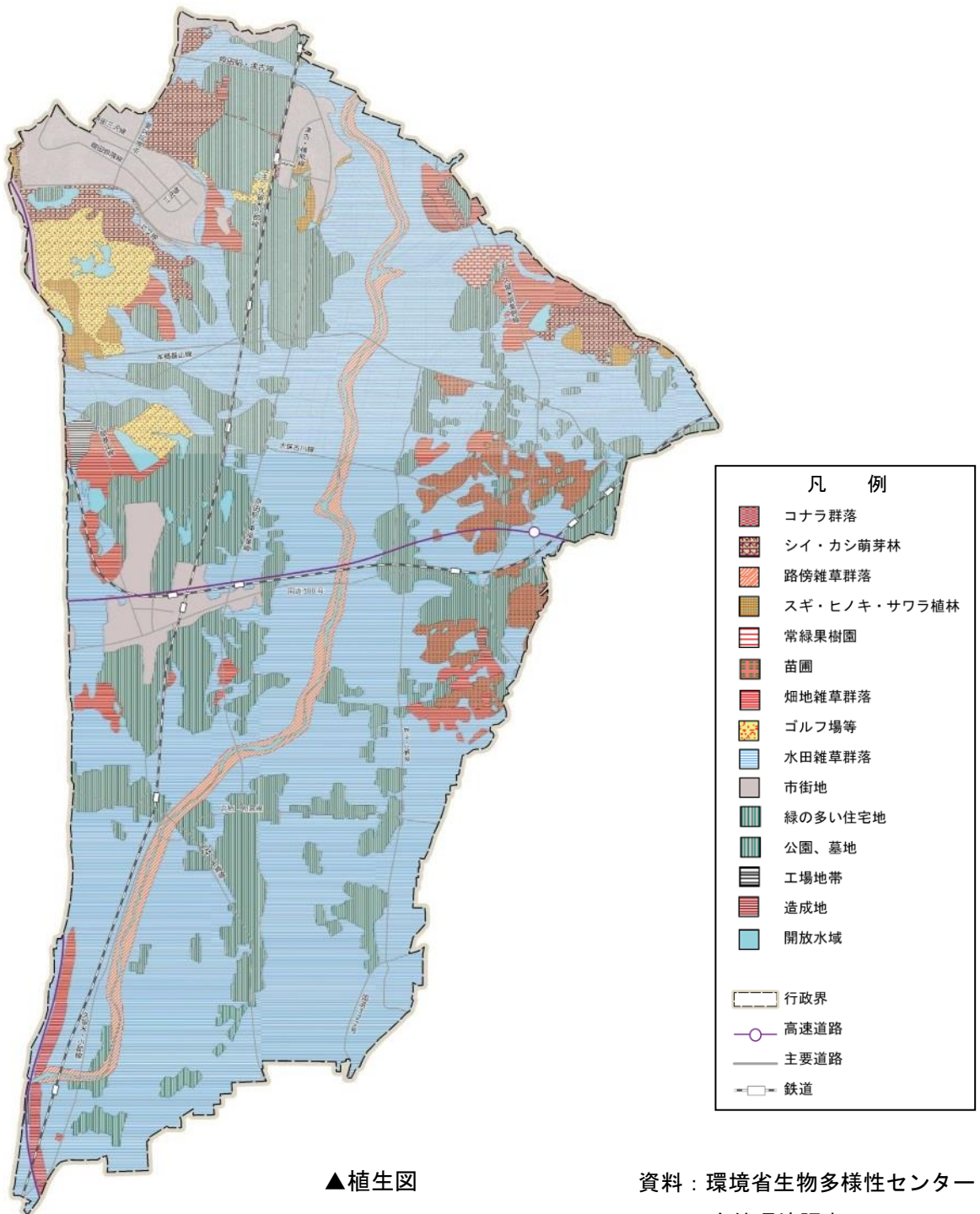
## ②植生

本市の大部分は、農耕地が占め、宅地や市街地は、市域の約 17%となっています。

農耕地は、ほとんどが標高 15m以下の平坦地に分布し、水田雑草群落となっています。畑や果樹園、苗圃は、標高がやや高い地域に点在しています。

樹林地は、花立山や北西部丘陵地に限られており、シイ・カシ萌芽林の二次林が残っています。また、規模の小さな樹林地は、ため池周辺や社寺林等に多数残っています。

宝満川沿いは、雑草群落が続いています。



## 2. 2 小都市の景観の成り立ち

### (1) 原始・古代

本市には、今から2万年以上前には人が住んでいたことが、発見された遺跡によって分かっています。市域には400基以上の古墳が見つかっており、中でも注目されるのは三国丘陵にある古墳時代前期の津古古墳群です。一連の前方後円墳が集中し、当時この地域が非常に重要な場所であったことを表しています。これら古墳は公園や緑地として保存されているものもあり、周囲に潤いを与える場所となっています。

7世紀後半の上岩田遺跡では、九州最古級の寺院（仏堂）と大型建物群跡が見つかりました。続く7世紀から8世紀前半に栄えた小郡官衙遺跡は当時の「筑後国御原郡」の郡役所跡と考えられています。いずれも大宰府の背後を支える重要な役割を担っていたと考えられます。

#### ○小郡官衙遺跡群 小郡官衙遺跡（国指定史跡）

宝満川の西の台地に広がる小郡官衙遺跡は、旧石器時代から飛鳥・奈良時代にいたる複合遺跡です。そのうち歴史時代に相当する堀立柱建物群は筑後国御原郡の郡衙跡（郡役所）と推定されています。

現在国指定史跡に指定されている部分の面積は、28,400㎡ですが、遺跡全体は、51,300㎡になることが推測されます。最初に指定が行われた部分の17,600㎡が現在遺跡公園として整備されています。



▲小郡官衙遺跡群 小郡官衙遺跡

### (2) 中世

南北朝時代の九州は南朝側・北朝側に分かれ大きく争いましたが、交通の拠点であった小郡では、1359年（正平14年・延文4年）、九州南北朝最大の合戦「大保原合戦」が起きました。この合戦では、かねながしんのう 懐良親王・きくちたけみつ 菊池武光を中心とした南朝方と、しょうによりひさ 少弐頼尚を中心とした北朝方が、総勢10万ともいわれる軍勢でぶつかり、激しい戦いを繰り広げました。

#### ○福童の將軍藤

激しい合戦の中で、南朝側の大將である懐良親王も重傷を負いました。親王は大中臣神社で傷の回復を祈願し、願いが聞き届けられると祭神に感謝して藤の木を献納したといわれています。大中臣神社には今でも藤の大樹があり、毎年5月には美しい花のもと、「將軍藤まつり」が開かれています。

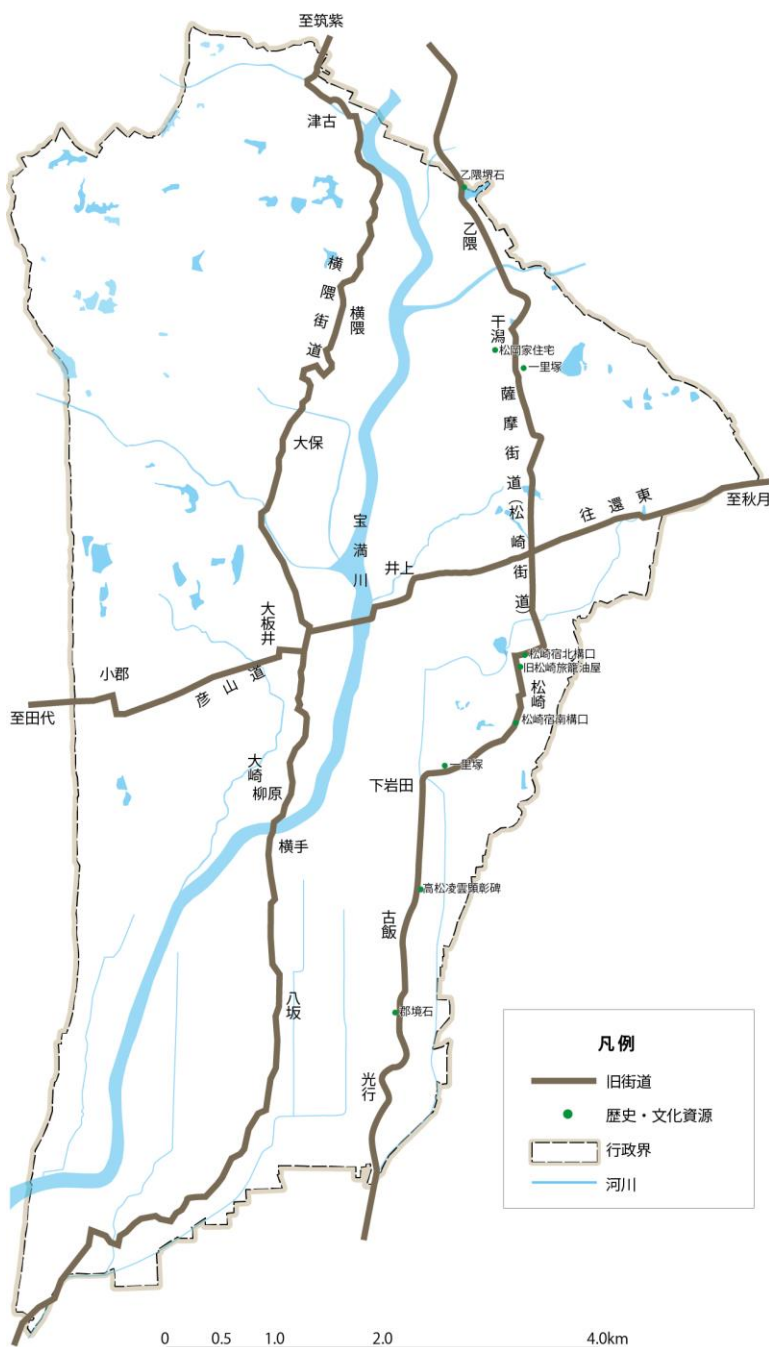


▲福童の將軍藤

### (3) 近世（江戸時代）

江戸時代の小郡は久留米藩領でしたが、1668年（寛文8年）<sup>ありまとよりの</sup>有馬豊範が久留米藩から分地を受け、約15年の間、現在の市内の広い範囲が松崎藩として独立していました。松崎藩の設置に伴い、従来の往還道路であった横隈街道に代わり、参勤交代道路として薩摩街道（松崎街道）が用いられるようになり、経由地点である松崎は、宿場町として整備されました。その後、松崎藩は廃藩となり再び久留米藩の所領に戻りますが、多くの旅人をはじめ九州の主だった大名が参勤交代で松崎宿を通り、筑後地域における重要な宿場町として繁栄していきました。

本市は、薩摩街道の他にも彦山道や秋月街道、近くには長崎街道が通る交通の要衝の地であったことから、これらの街道に沿って様々な人々が往来する中で、松崎（宿場）・古飯・小郡・横隈・井上、大刀洗町では本郷等の在郷町が生まれました。



▲市内の旧街道 資料：小郡市郷土史研究会



○乙隈境石

薩摩街道沿いにある、筑前の黒田藩と筑後の有馬藩の国境に建てられた国境石です。

国境を境に、北側に「從是北筑前國」の境石が、南側に「從是南筑後國」の境石が建っており、現在の本市と筑紫野市の境界となっています。



○下岩田の一里塚跡

薩摩街道の脇には一里塚が築かれ、本市には「下岩田」「干潟」の2か所に一里塚がありました。

一里塚の場所が遠くからでも分かるように、それぞれ周辺には榎や松、杉等の大樹が数本植えられていたそうです。

## (4) 近代・現代

### 1) 田園景観の成り立ち

#### ○宝満川と田園の景観

宝満川は、江戸時代以前は「得川」又は「徳川」と呼ばれていました。恵みをもたらす川という由来があったようです。本市の北側の原野や台地が痩せた土地であるのに対し、宝満川水系(宝満川やその支流)により形成された本市の中南部の平地は肥沃な土地でした。

1647年(正保4年)、筑後川治水事業の礎となった稲吉堰の築造により宝満川沿岸一帯が水田化された後、多くの堰や用水路が造られ、広範囲に亘る新田開発が進められました。

現在では宝満川の東側に田園地帯が広がっており、米、麦、大豆等を中心に、野菜や花き、植木、畜産等が営まれており、季節ごとに移り変わる田園の景観は市の代表的な風景となっています。

#### ○<sup>はぎろう</sup>櫨蠟産業と庭木の景観

江戸時代末から明治の初めにかけて、本市は櫨蠟産業で栄えました。櫨の木は秋になると真っ赤に紅葉し、その櫨の実を搾ると櫨蠟とよばれる蠟分がとれ、これが和ろうそく等の原料となります。1730年(享保15年)に現在の下町に生まれた<sup>うちやまいきち</sup>内山伊吉が、櫨の木の度重なる改良の結果、「伊吉櫨」を作り上げ、各地に広く普及したことから、小郡は櫨蠟製品の生産と販売の町として大変な好景気となりました。

明治になると日本に石油が輸入されるようになり、櫨や蠟の値段が安くなったことから、櫨栽培に必要な技術等を生かした園芸園や果樹園へと転作が進められ、櫨の木は見られなくなりました。

櫨蠟産業は衰退しましたが、植木や養蚕業に必要な桑の栽培等が進み、現在も見られる植木等の風景は当時の人々の暮らしや文化を感じることができます。



▲宝満川東側の田園地帯



▲植木園

## 2) 市街地の景観

1922年（大正11年）、福岡と久留米を結ぶ九州鉄道が筑紫電気軌道株式会社により着工されました。筑紫電気軌道株式会社は、社名を九州鉄道株式会社に改め、1924年（大正3年）4月に開通しました。その後、社名を西日本鉄道株式会社と改め、現在に至っています。

また、1936年（昭和11年）には現在の甘木鉄道が計画され、1939年（昭和14年）に開業しました。

その後、西鉄天神大牟田線沿線を中心に、その交通便利性の高さを背景に市街地開発が進められ、本市は住宅都市としての性格を強めていきました。

また、近郊の都市部への人口集中の受け皿となる、快適な住宅都市を創出すべく1977年（昭和52年）に「小郡・筑紫野ニュータウン計画」が決定され、同計画を基に、本市北部において一体的な住宅開発が行われ、広範囲に亘る良好な住環境が形成されています。

都市計画法で定める市街化区域においては、住宅系の用途地域<sup>\*</sup>が設定されているため、建物の用途の混在が少ない良好な市街地が形作られています。開発年次や事業者により、緑化の状況や敷地の規模等が異なる等、各々の地区に特徴のある住宅地景観が形成されています。



### すばらしい住環境をめざして

#### はじめに

福岡市北部に位置する中野地区で、ニュータウン開発事業の一環として、この地域を、交通・生活利便性のニュータウンとして開発することを目指して、緑化・環境・生活利便性を重視した開発を進めています。また、環境・生活利便性を重視した開発を進めています。また、環境・生活利便性を重視した開発を進めています。

#### 開発計画の概要

● 目的  
福岡市の人口集中の緩和を図り、快適な生活環境・生活利便性のニュータウンとして開発することを目指して、緑化・環境・生活利便性を重視した開発を進めています。また、環境・生活利便性を重視した開発を進めています。

#### ニュータウンの役割

福岡市北部に位置する中野地区で、ニュータウン開発事業の一環として、この地域を、交通・生活利便性のニュータウンとして開発することを目指して、緑化・環境・生活利便性を重視した開発を進めています。また、環境・生活利便性を重視した開発を進めています。

#### 位置と現況

福岡市北部に位置する中野地区で、ニュータウン開発事業の一環として、この地域を、交通・生活利便性のニュータウンとして開発することを目指して、緑化・環境・生活利便性を重視した開発を進めています。また、環境・生活利便性を重視した開発を進めています。

#### ニュータウンの位置

福岡市北部に位置する中野地区で、ニュータウン開発事業の一環として、この地域を、交通・生活利便性のニュータウンとして開発することを目指して、緑化・環境・生活利便性を重視した開発を進めています。また、環境・生活利便性を重視した開発を進めています。

#### ニュータウンの概要

福岡市北部に位置する中野地区で、ニュータウン開発事業の一環として、この地域を、交通・生活利便性のニュータウンとして開発することを目指して、緑化・環境・生活利便性を重視した開発を進めています。また、環境・生活利便性を重視した開発を進めています。

#### 土地利用現況

用途	面積(㎡)	割合(%)
住宅	100	100

#### 人口現況

項目	数値
人口	100

#### 土地利用計画

用途	面積(㎡)	割合(%)
住宅	100	100

▲小郡・筑紫野ニュータウン計画 パンフレット

※用途地域：都市計画法に定める地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的に、住居、商業、工業等の土地利用についてを定めるもの。

表. 本市の略歴（旧石器時代から昭和まで）

時代			主な出来事
原始・ 古代	約 20000 年前	(旧石器時代)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津古上ノ原遺跡（ナイフ形土器）</li> <li>・ 大板井遺跡（拠点集落）、小郡若山遺跡（多鈕細文鏡）</li> <li>・ 横隈狐塚遺跡（共同墓地）</li> <li>・ 津古生掛古墳、津古 1・2 号墳（前方後円墳）三国の鼻 1 号墳</li> <li>・ 三国丘陵・花立山麓に群集墳</li> <li>・ 上岩田・井上に寺院造営</li> <li>・ 小郡官衙遺跡（郡役所）</li> </ul>
	約 2000 年前	(弥生時代中期)	
	3～4 世紀	(古墳時代)	
	6 世紀	(古墳時代)	
	7 世紀後半 7 世紀後半	(飛鳥・奈良時代) (飛鳥・奈良時代)	
中世	1359 年	(室町時代)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大保原合戦</li> <li>・ 福童原の戦い</li> </ul>
	1374 年	(室町時代)	
近世	1624 年	(江戸時代)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石井堰築造（干潟）</li> <li>・ 稲吉堰築造</li> <li>・ 有馬豊範に松崎藩 1 万石を分知、松崎宿設置</li> <li>・ 津古堰築造</li> <li>・ 大板井堰築造</li> <li>・ 端間堰築造</li> </ul>
	1647 年	(江戸時代)	
	1668 年	(江戸時代)	
	1673 年	(江戸時代)	
	1772 年	(江戸時代)	
	1848 年	(江戸時代)	
近代	1873 年	(明治 6 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松崎郵便取扱所設置、小郡郵便取扱所（のちの小郡郵便局）</li> <li>・ 松崎巡查屯所設置</li> <li>・ 彼岸土居の戦い</li> <li>・ 久留米治安裁判所松崎出張所（のちの福岡法務局三井出張所）</li> <li>・ 松崎実業女学校（のちの三井高等学校）開校</li> <li>・ 送電開始（小郡）</li> <li>・ 電話開通（三国）</li> <li>・ 中央軌道松崎～小郡開通</li> <li>・ 九州鉄道（のちの西日本鉄道）福岡～久留米開通</li> <li>・ 国鉄甘木線開通</li> <li>・ 県種畜場完成（三沢）</li> <li>・ 大原中学校開校、立石中学校開校、宝城中学校開校</li> <li>・ 農業共同組合（各村）設立、三国保育所開所</li> <li>・ 筑後川大水害、保安隊小郡駐屯地設立、御原保育所開所</li> <li>・ 城山公園開園</li> <li>・ 小郡町となる（1 町 4 村合併）</li> <li>・ 町役場新築移転（現在地）</li> <li>・ 宝満川大水害</li> <li>・ 農業共同組合（町）設立</li> <li>・ 小郡官衙遺跡を国史跡に指定</li> <li>・ 小郡市制施行</li> <li>・ 花立山周辺に鳥獣保護区設定</li> <li>・ 埋蔵文化財調査センター完成</li> <li>・ 九州横断自動車道開通、小郡市民ふれあい広場完成</li> </ul>
	1876 年	(明治 9 年)	
	1877 年	(明治 10 年)	
	1888 年	(明治 21 年)	
	1914 年	(大正 3 年)	
	1914 年	(大正 3 年)	
	1918 年	(大正 7 年)	
	1921 年	(大正 10 年)	
	1924 年	(大正 13 年)	
	1938 年	(昭和 13 年)	
	1941 年	(昭和 16 年)	
	1947 年	(昭和 22 年)	
	1948 年	(昭和 23 年)	
	1953 年	(昭和 28 年)	
	1954 年	(昭和 29 年)	
	1955 年	(昭和 30 年)	
	1962 年	(昭和 37 年)	
	1963 年	(昭和 38 年)	
	1964 年	(昭和 39 年)	
	1971 年	(昭和 46 年)	
	1972 年	(昭和 47 年)	
	1980 年	(昭和 55 年)	
	1985 年	(昭和 60 年)	
	1987 年	(昭和 62 年)	

表. 本市の略歴（平成から現在まで）

時代		主な出来事	
近代	1989年	(平成元年)	・「七夕通り」開通
	1991年	(平成3年)	・市史編さん事業開始
	1992年	(平成4年)	・西鉄三国が丘駅開業
	1994年	(平成6年)	・陸上競技場完成
	1996年	(平成8年)	・市史第1巻発刊
	2001年	(平成13年)	・旧松崎旅籠油屋を市指定有形文化財に指定
	2002年	(平成14年)	・甘木鉄道今隈駅開業
	2003年	(平成15年)	・甘木鉄道大板井駅高架駅開業、市史編さん事業完了、祇園神社650年祭開催、天忍穂神社大クス及び隼鷹神社クスノキ群を市指定天然記念物に指定
	2004年	(平成16年)	・原田駅大崎線全線開通、小郡市緑の基本計画策定
	2005年	(平成17年)	・隼鷹神社1800年祭開催
	2007年	(平成19年)	・花立山穴観音古墳を県指定文化財に指定、黒岩稲荷神社800年大祭開催
	2010年	(平成22年)	・筑後川流域景観計画策定、九州歴史資料館開館
	2012年	(平成24年)	・松岡家住宅を小郡市登録有形文化財に登録
	2013年	(平成25年)	・県道鳥栖朝倉線「新端間橋」開通、御勢大霊石神社1800年大祭開催
	2014年	(平成26年)	・小郡市が景観行政団体になる、本郷基山線開通、薩摩街道筑後国境石（乙隈境石）を市指定有形文化財に指定
2015年	(平成27年)	・市指定有形文化財旧松崎旅籠油屋内の「中油屋」の復原修理完了、松岡家住宅を国の有形文化財に登録	
2016年	(平成28年)	・平田家住宅を市指定有形文化財に指定	





## 第3章

# 景観形成の目標及び景観計画区域



## 第3章 景観形成の目標及び景観計画区域

### 3. 1 景観形成の目標

本市では、北から南に流れる雄大な宝満川や東部の花立山、北部の津古の森等の自然が作り出す、ゆとりと潤いのある景観が形成されています。また、南東部に広がる田園地帯は、季節ごとに移り変わる田園風景として、本市の代表的な景観となっています。

更に、丘陵部に位置する北部の住宅地においては、計画的な住宅整備がなされ、良好な住環境及び美しい街並みが保全されています。

加えて、市内には多くの史跡や神社・仏閣が点在しているほか、松崎地区に代表される江戸時代の薩摩街道沿いの集落においては、屋敷林等の緑と歴史ある建造物が調和し、固有の景観を形成しています。

このように、住みよい住環境と彩り豊かな自然風景、これらに培われた歴史・文化等が調和した本市の景観は、市民共有の財産です。

しかし、普段、「あたりまえ」のように見えているこの景観も、社会経済等の変化により突然失われてしまうこともあります。

本市を更に魅力あるまちとし、後世に引き継いでいくためには、住んでいる人々にとっては「あたりまえ」の景観の価値を皆で発見・共有し、日々の暮らしの中で大切に守り、育て、生かしていくことが重要です。

このような視点から、本市の景観形成の目標を以下のとおり掲げます。

**「あたりまえの美」を再発見**  
**人と自然と歴史が織りなす、癒しのまち小郡**

### 3. 2 景観計画区域

本市において、広範囲にわたり広がる自然環境や、各地に点在する歴史的背景を持つ建造物等が作り出す景観を包括的に保全し、市全体においてまとまりのある良好な景観を形成することを目的として、景観法に基づく景観計画区域は市全域とします。

### 3. 3 景域区分

地域ごとの景観特性に配慮し、良好な景観形成を推進していくために、市域を地形や自然、土地利用のまとまりを踏まえた3つの「景域」に区分します。

景観計画区域	景域	指定範囲の考え方
	市街地の景域	用途地域が指定されている区域、津古地区の一部の区域及び大保地区地区計画※の区域
	田園・集落地の景域	まとまった農村集落が広がる区域 (市街化調整区域のうち、市街地の景域及び丘の景域を除く区域)
	丘の景域	森林地域を含む丘陵部に一団の緑が広がる地域

### 3. 4 景観形成重点地区

景観計画区域の中でも、地区レベルにおいてすでに特徴ある景観を有している地区や、本市の景観形成において今後重要な役割を有する地区等については、「景観形成重点地区」として指定し、きめ細かな景観形成に取り組んでいくこととします。

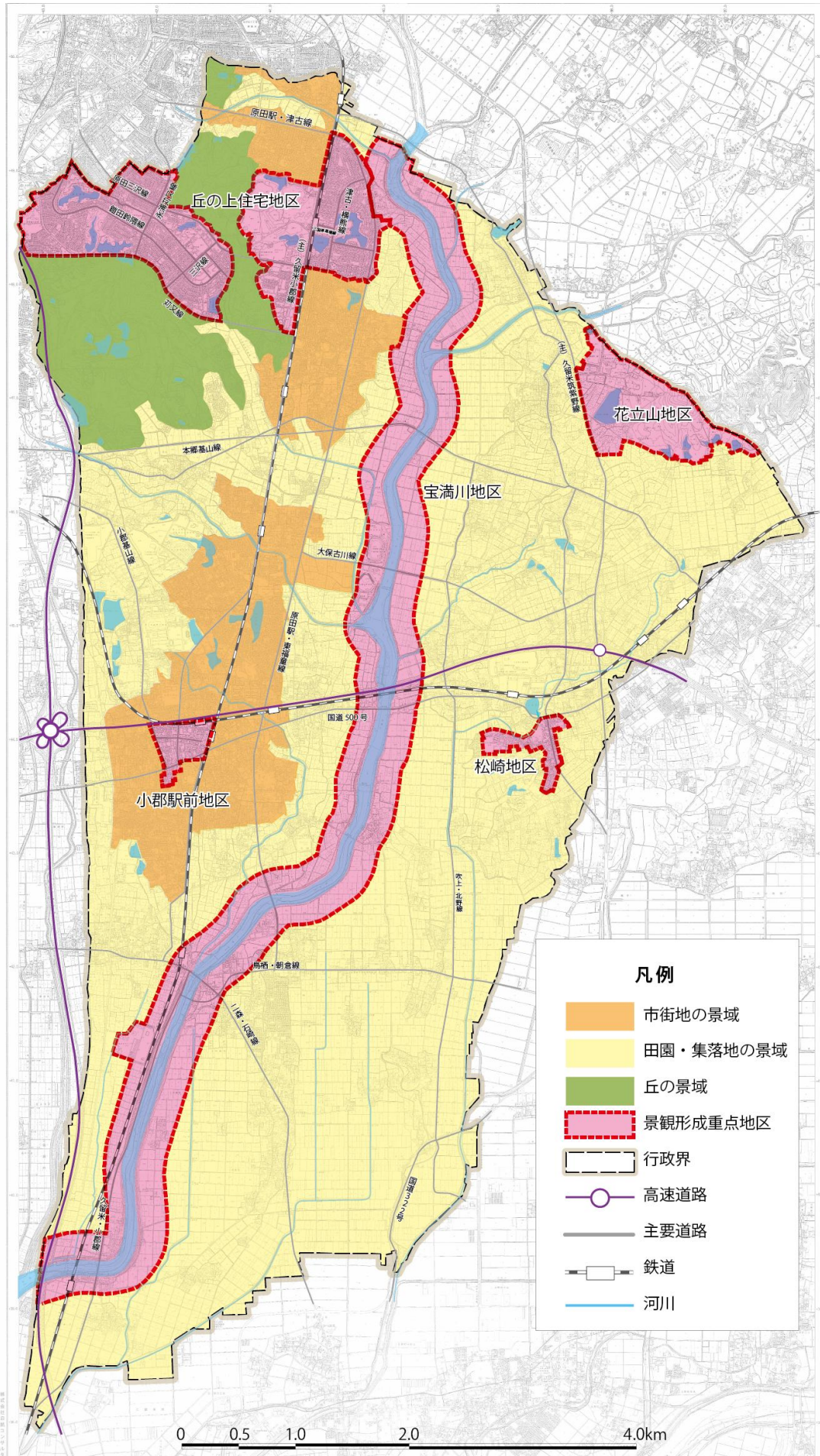
本計画では、筑後川流域景観計画において「河川景観保全ゾーン」として位置づけられた「宝満川地区」、同計画において先導的な景観形成を推進するとして「景観醸成モデル地区」に位置付けられた「松崎地区」及び「花立山地区」、小郡市都市計画マスタープランにおいて中心拠点に位置付けられた「小郡駅前地区」を景観形成重点地区に指定します。

また、これまで建築協定※等による良好な居住環境の形成等を進めてきた「丘の上住宅地区」においても、住宅地区としての良好な景観形成を推進する地区として景観形成重点地区に指定します。

※地区計画：まちの良好な居住環境を守り、環境の悪化を防ぐための様々なルールを決めたり、道路や公園等の位置や規模等の計画を立てたりすることにより、住民と行政が一体となってまちづくりを進める制度。

※建築協定：地域の住民が自発的に建築基準法の基準に上乗せしたルールを取り決めて、それらを守り合うことを制度化したもの。地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールを定めることができる。

■対象区域の位置図





## 第4章

# 良好な景観形成に関する方針





## 第4章 良好な景観形成に関する方針

### 4. 1 基本方針

潤いのある自然や歴史を感じさせる町並み、落ち着きをもたらす良好な住宅地が作り出す、本市が独自に持つ景観の特性を踏まえ、次の5つの基本方針を掲げ、『あたりまえの美』を再発見 人と自然と歴史が織りなす、癒しのまち小郡」を目指します。

方針1：彩り豊かな自然景観・田園景観を守り育てる

方針2：歴史・文化を物語る景観を生かす

方針3：まとまりのある市街地景観を作る

方針4：身近な暮らしの景観を整える

方針5：多様な主体による総合力で景観形成を進める

方針1：彩り豊かな自然景観・田園景観を守り育てる

耳納連山の山並みを背景として、広大な田園の中をゆったりと流れる宝満川とその支流の風景は、本市の原風景ともいえる代表的な景観です。時間や季節の移り変わりによって、菜の花等の花々が咲き誇る河川敷や、田植えや稲刈りの光景、麦秋となる初夏の田園、収穫時の果樹園等、四季折々に変化するのどかな景観を見ることができます。

平野部及び丘陵地にはため池も多く立地し、水辺をとりまく多様な生物の生息地として、また、市民に潤いを与える癒しの場として、永く親しまれています。

また、市の東部には、「筑後富士」と呼ばれ、本市唯一の里山として親しまれる花立山や、津古の森等のまとまった緑が存在し、平野部からはこれらの丘陵地を中景・遠景として望むことができます。

このように本市の景観の骨格となる河川と緑等の自然と、人々の営みにより丁寧に手を加えられて整えられた田園等の風景を「彩り豊かな自然景観・田園景観」として守り育てていきます。



▲宝満川



▲花立山と田園

## 方針2：歴史・文化を物語る景観を生かす

古くから栄えてきた本市では、各時代の歴史・文化を物語る建造物、史跡や豊かな伝統文化が数多く残っています。

筑後国御原郡の郡衙跡（郡役所）と推定されている小郡官衙遺跡群や、三国丘陵や花立山に数多く残る古墳群は、古代の歴史を今に伝える重要な史跡です。

江戸時代には参勤交代の行列が往来した薩摩街道沿いの宿場町・松崎地区には、現在でも旅籠油屋をはじめとする旅籠建築や南北の構口等の歴史的建造物が残されており、枡形<sup>\*</sup>や桜馬場は当時の宿場町の風情を今に伝えています。

また、市内には多くの神社・仏閣も点在し、祭りや年中行事とともに地域の文化を育んできました。

多くの史跡や歴史を感じさせる建造物と町並み、伝統的な祭りや行事は、地域の景観を構成する重要な要素となっています。そのため、これらの歴史的・文化的資源が持つ価値を再評価し、適切に保全することにより後世へと継承し、地域固有の魅力的な「歴史・文化を物語る景観」を活用していきます。

<sup>\*</sup>枡形：道をわざと直角に曲げて見通しをさえぎり、人馬のスムーズな進入を防ぐ仕組み。



▲松崎地区の町並み



▲小郡官衙遺跡

## 方針3：まとまりのある市街地景観を作る

西鉄小郡駅周辺の地区は、行政や商業、公共交通の結節点として複合的な機能を有した本市の玄関口であり、地域密着型の店舗や事業所、集合住宅等が集積しています。同地区は、本市のシンボリック空間として更なる賑わいの創出を図るとともに、「まちの顔」と呼ぶにふさわしい品格ある街並みを形成していきます。

更に、国道や主要地方道等の幹線道路からの眺めや、西鉄天神大牟田線や甘木鉄道といった各種鉄道からの眺めは、市民のみならず本市を訪れる多くの人々が目にするシークエンス景観<sup>\*</sup>です。道路・鉄道ルートからの見え方に配慮し、周囲に広がる自然や田園等と建物や屋外広告物等が調和した沿道・沿線の景観の保全・形成を図ります。

このように多くの人々が目にする本市のシンボリックな場所や、特徴的な道路や鉄道からの眺めの中に「賑わいの中に秩序を感じる景観」を創出していきます。

<sup>\*</sup>シークエンス景観：視点の移動に伴い、継続的に変化する景観。



▲西鉄小郡駅前の街並み



▲大保古川線の街並み

## 方針4：身近な暮らしの景観を整える

交通利便性の高さから近年宅地開発が進められている本市は、ベッドタウンとして多くの定住人口を抱えています。特に、北部において計画的に開発された住宅地では、津古の森やため池周辺の水と緑を背景として、個々の住宅による敷地前面の緑化等により、県内有数の良好な住環境が形成されています。

また、広大な農地が広がる南部の田園地帯においては、屋敷林と家並み、鎮守の森として大切にされている社寺林、雑木林、ため池、水路等からなる穏やかな農村集落が形成されており、生業と結びついた暮らしの景観が見られます。

このように本市は、都市化に伴い新たに開発された住宅地と古くから親しまれている昔ながらの集落が並存した住宅都市として、新旧の調和が取れた住環境を有しています。そのため、地域の個性に合わせた景観形成のルール作りを行うとともに、緑化や花植え、清掃等の身の回りの景観形成の取組を推進することにより、「身近な暮らしの景観」を美しく整えていきます。



▲丘陵市街地の街並み



▲田園集落

## 方針5：多様な主体による総合力で景観形成を進める

本市の景観は、市民、行政、地域団体、事業者等皆の関わりの中で育まれます。より多くの人々が景観形成に関心を持ち、各主体が身近なところからできることを着実に取り組んでいくことが重要です。

このため、市民や事業者等に対し、景観形成に関する情報発信や景観形成につながる活動への支援を図ることで、景観形成に対する意識の啓発・醸成に取り組むとともに、地域の景観づくり活動の担い手となる人材育成に取り組めます。

また、景観形成においては、公共事業を行う行政の関わりも大きいことから、行政職員の意識と知識の醸成を促すとともに、庁内における組織横断的な連携体制を構築して、良好な景観形成につながる事業等を推進していきます。

このように、各主体が景観形成の重要な担い手であるという意識を常に持ち、継続的に取り組んでいくことで、総合力による本市らしい景観形成を進めていきます。



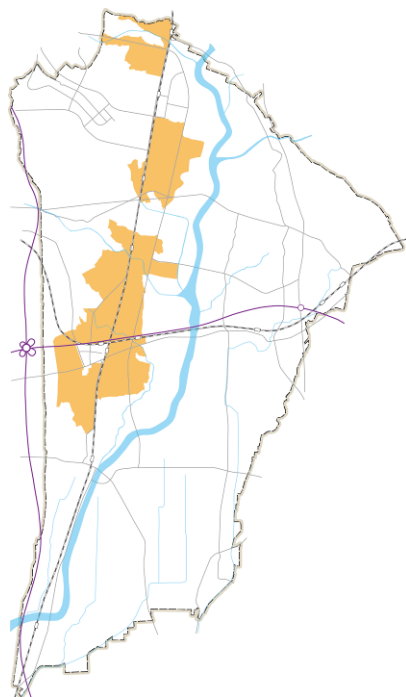
▲桜馬場



▲竹きりのボランティア活動

## 4. 2 景域別の基本方針

### 市街地の景域



▲原田駅東福童線の街並み

#### 【特性と課題】

- 幹線道路沿道には店舗、公共施設、住宅等様々な用途・規模の建物が立地しています。

西鉄天神大牟田線沿線、国道500号、主要地方道久留米小郡線、原田駅東福童線等の沿道では、その交通利便性の高さから店舗、公共施設、マンション、戸建住宅等が建ち並び、周辺地域の利用者を対象とした身近な商業地が形成されています。建物の規模は様々で、配置に連続性が無い場合も多いため、雑然とした印象を与える景観も見受けられます。

- 市街地内の神社や遺跡、公園等が魅力的な景観資源となっています。

小郡官衙遺跡公園や御勢大霊石神社、九州歴史資料館及び三沢遺跡等は、緑が豊かで歴史・文化を感じさせる貴重な景観資源となっています。また、江戸時代、薩摩街道ができるまで参勤交代道路であった横隈街道沿いでは、神社・仏閣や寺社林等が一体となった情緒あふれる町並みが残されています。

住宅地内には遺跡やため池、水辺林が点在しており、その周辺に公園が整備されている箇所も多く、人々の憩いの場所として潤いのある景観形成に寄与しています。

- 幹線道路沿道等では、派手な意匠の建物や屋外広告物が目立つ存在となっています。

幹線道路沿道や交差点部では、屋外広告物が景観及び交通安全性の阻害要因となっている場合があります。また、沿道の店舗等には、派手な色彩や形態等により周辺の景観に違和感を与える場合があります。

## 【景観形成方針】

### 歩くのが楽しくなる魅力ある街並みづくり

- 駅周辺等の商業地については、歩行者からの目線を意識し、特に建物低層部のデザインに配慮するとともに、建物外観と調和した質の高いデザインの屋外広告物を誘導することにより、歩くのが楽しくなる街並みの創出を図ります。
- 国道500号、主要地方道久留米小郡線、原田駅東福童線等の主要幹線道路の沿道では、街路樹と沿道の建物が一体となった魅力ある通りづくりを進め、誰もが心地よく通行できる街並みの形成を図ります。
- 個々の建物や店先、通りを日常的に美しく保つとともに、建築物の屋根・外壁等は、維持管理が容易な素材や経年変化の美しい素材で仕上げる等の配慮により、快適で美しい街並みの形成を図ります。
- 高速道路高架下のスペース等については、適切に緑化を施す等、歩行者が目で見楽しむことができる潤いのある景観の形成を図ります。

### 賑わいの中に秩序を感じる沿道・沿線景観づくり

- 主要な幹線道路や鉄道の沿道・沿線では、派手な外観や色彩を競い合うのではなく、ワンポイントのデザイン等で個性を表現する等、秩序ある景観の形成を図ります。
- 主要な幹線道路や鉄道の沿道・沿線では、屋外広告物の適切な掲出を誘導し、秩序と賑わいが調和した景観の形成を図ります。
- 車や鉄道の車窓からの眺めが連続しながら変化することに留意し、周囲と調和した沿道・沿線景観の保全・形成を図ります。

### 歴史と文化を感じる景観づくり

- 小郡官衙遺跡や御勢大壺石神社、九州歴史資料館及び三沢遺跡等の歴史と文化を感じさせる資源を保全するとともに、周辺を含めた個性豊かな景観形成を図ります。
- 横隈街道沿いの町並みは、寺社や社寺林等の資源を適切に保全するとともに、街道沿いの歴史や文化を感じさせる町並みの保全、修復、活用を図ります。

## 田園・集落地の景域



▲田園と集落地の風景

### 【特性と課題】

- 宝満川の恵みを受け、広大で美しい田園景観とともに穏やかな農村集落が形成されています。

宝満川沿いの平坦な地形には、耳納連山の山並みを背景とした彩り豊かで美しい田園景観が広がっています。田園の中には、屋敷林と家並み、鎮守の森として大切にされている社寺林、雑木林、ため池、水路等からなる穏やかな農村集落が形成され、生業と結びついた暮らしの景観が見られます。

- 旧街道沿いや集落等に、歴史的な景観資源が点在しています。

江戸時代に整備された薩摩街道沿いでは、在郷町が形成された古飯地区等、現在も往時の賑わいを偲ばせる歴史的な建造物や町並みが残されています。

また、田園地帯の各集落では、七夕神社や老松宮、大中臣神社、天忍穂耳神社等の特徴的な神社・仏閣が祀られており、地域のシンボリックな景観として、祭りや年中行事とともに地域の文化を育てています。

- インターチェンジ周辺や主要幹線道路沿道で、工場等の立地が進んでいます。

筑後小郡IC周辺や主要地方道久留米筑紫野線沿道では、その交通利便性の高さから、上岩田工業団地、干潟工業団地が立地しています。

大規模な工場や倉庫の大きな壁面は殺風景になりがちであるため、周辺と調和したデザインや敷地内の積極的な緑化等が望まれます。

- 従来想定されなかった様々な土地利用が行われています。

田園地帯の中にゴミの不法投棄や、太陽光発電設備、資材置き場及び駐車場等の設置が見られます。これらは、よりよい景観形成や生活環境を守る観点からも課題となっています。

## 【景観形成方針】

### 美しい田園景観の保全

- 持続的な営農環境の形成を図りながら、無秩序な開発を抑制することにより、美しい農地の保全を図ります。
- 建築物や農地の適切な管理はもとより、生垣、敷地際の手入れや掃除等日常からの維持管理により、快適で美しい景観の保全を図ります。

### ゆとりと潤いのある集落環境づくり

- 広々とした農地を背景に、中低層建築物からなる集落、屋敷林や社寺林、河川や水路からなる田園景観の構成を意識し、将来にわたり変わらない景観として適切に保全を図ります。
- 集落地では、個々の敷地における植樹、生垣や花壇等の設置、ゆとりある敷地利用等を意識することにより、それぞれの地区の特性に応じた、快適で緑豊かな景観形成を図ります。
- 水路及びため池と水辺林、公園等の緑は、人々に潤いと安らぎを与える要素として適切な保全を図ります。

### 歴史と文化を感じる景観づくり

- それぞれの集落内にある神社・仏閣等歴史・文化を今に伝える景観資源を保全するとともに、周辺を含めた個性豊かな景観形成を図ります。
- 古飯地区等における旧薩摩街道沿いの町並みは、旅籠や町家、神社・仏閣等の歴史的資源を適切に保全するとともに、街道沿いの歴史や文化を感じさせる町並みの保全、修復、活用を図ります。

### 周辺環境に配慮した工業景観づくり

- 既存の上岩田、干潟の2つの工業団地及びそれらを連絡する主要地方道久留米筑紫野線の沿道においては、工場地内における積極的な緑化を推進し、田園景観と調和した景観形成を図ります。
- 大規模な壁面が周囲に与える圧迫感を最小限にするよう、適切な処理及び修景を誘導し、周囲との調和を図ります。

## 丘の景域



▲津古の森

### 【特性と課題】

●樹林地のまとまった緑が、豊かな緑を感じられる景観を形成しています。

市北西部の丘陵地は、脊振山系から派生した、通称「三国丘陵」と呼ばれる八つ手状になった古状丘陵の東端部に位置しています。現存する津古の森や周辺森林は、平坦な市街地や田園部からまとまった緑として眺められる対象となっており、豊かな緑を身近に感じられる景観となっています。また、これらの樹林地は、生態系の保全や生活に潤いを与える貴重な資源としても重要です。

近年、津古の森周辺の森林については、大規模な宅地開発が進み、森林が減少した経緯があります。その一部は地域森林計画対象民有林となっていますが、民有地であることから積極的な保全策が求められます。

### 【景観形成方針】

#### 多種多様な生物との共生を支える自然環境の保全

○小郡カンツリー倶楽部、津古の森等からなる豊かな緑は、多種多様な生物の生息地として貴重な自然環境であるとともに、市街地や田園部から常に背景の緑として見られる対象であることから、開発等による自然環境への影響を最小限に抑え、樹林地の保全を図ります。

#### 自然に親しむ場づくり

○津古の森は、豊かな自然を楽しむことのできる貴重なレクリエーションの場として、自然景観の保全・活用を促進します。



## 4. 3 景観形成重点地区別の基本方針

### (1) 小郡駅前地区



▲西鉄小郡駅前

#### 【地区の概要】

小郡駅前地区は、西鉄小郡駅と甘木鉄道小郡駅が立地し、公共交通の結節点として、また、商業、生活、文化の中心として本市の顔となる重要な地区です。

小郡町は、1786年（天明6年）に書かれた「小郡町由来」によると、元は肥前国との境に沿った村であったのを、田中正利と池内又兵衛が、有馬忠頼に集落の移動も含んだ町づくりを願い出て、少々小高い現在の地に築かせたと伝えられています。

近世の小郡町は江戸時代、櫛の木になる実から作る蠟製品の生産と販売の在郷町として栄えていました。宝永年間（1704～1711年）で68軒あった家は、1746年（延享3年）には117軒、1784年（天明4年）には200軒余りとなり、町の規模が大きくなっている様子が分かります。町が大きくなってくると、高札場から南へ向けて新たな町並みが作られ、新町と名づけられました。また、田代方面の往還を固める小郡町下番所、領内17箇所に設置されていた高札場も松崎町とともにありました。



▲江戸時代末期ごろの小郡 資料：ふるさと小郡のあゆみ《改訂版》





## 【特性と課題】

●本市の玄関口として交流と賑わいのある駅前<sup>の</sup>景観づくりが求められています。

西鉄小郡駅と甘木鉄道小郡駅の交通結節点に位置し、商業、生活、文化の中心となる本市の玄関口的な空間です。

駅前地区は、土地区画整理事業が一部の地区を除いて完了し、ゆとりある歩行空間の形成が進められています。地区の賑わいづくりとあわせ、沿道建物の色彩、スカイライン<sup>※</sup>、広告物等が良好な景観形成を促進することが望まれます。

●道路や街路樹、公共公益建築物等の質的向上が期待されます。

道路や街路樹、公共建築物等の公共施設は、景観の背景となったり、時には地域のシンボルとなったりする等、景観を構成する主要な要素のひとつといえます。

鉄道駅、高速バス停の各駅相互間の連絡性向上とあわせ、本市の顔として魅力ある駅前広場の整備が求められます。また、街路樹を適切に配置する等、潤いある道路景観を作ることが期待されます。

## 【景観形成方針】

### 本市の顔となる風格のある景観づくり

○駅周辺の業務施設や公共公益施設が集まる市街地では、商業地の賑わいを連続させるとともに、市の顔としての風格のある空間づくりを進めます。

○地区内の幹線道路では、地域性を考慮した街路樹の植栽や施設整備等、質の高い空間づくりを推進します。

### 賑わいのある街並み景観の形成に向けたルールづくり

○小郡駅前地区の主要な通り沿いでは、活性化と併せて、商業ビル、マンションの高さや形態・意匠に関するルールを定め、積極的に街並みづくりを図ります。

### 歴史的資源を活用・保全する景観づくり

○小郡駅前地区には、歴史を感じさせる建造物が点在しています。（例：平田家住宅、祇園神社、實相寺、旧小郡村役場）

このような歴史的・文化的建造物を適切に保全するとともに、周辺においては、これらと調和の取れた街並みが形成されるよう誘導します。

## 【コラム①「あたりまえの美」を感じさせる歴史資源】

### □小郡地区に残る歴史的建造物（平田家住宅）

「平田家住宅」は、幕末から明治時代の初めごろに建てられました。現在も、通りに面して見事な門が残っています。敷地内には、明治12年に再建された主屋と座敷1棟、昭和初期から作られた2棟の座敷、中国の山水画を思わせる庭園や数奇屋造りの茶室等が現存し、当時のたたずまいを残しています。

当時の当主平田伍三郎高德は、当時小郡村の中心産業であった木蠟<sup>もくろう</sup>の取引等を行って富をなし、明治26年には伍盟<sup>ごめい</sup>銀行を設立して、小郡発展の中心人物となりました。

平田家住宅は、建物の価値だけでなく、近代における本市の経済発展の歴史を知る上でも、貴重な歴史資源となっています。



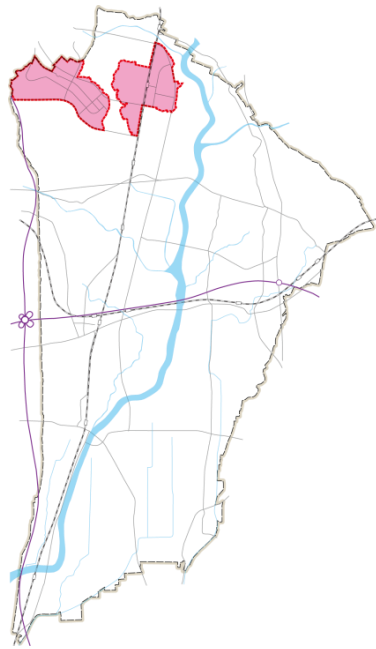
▲国道500号沿いに残る冠木門と瓦塀



▲太鼓橋でつながる座敷

※スカイライン：山並みの稜線等の地形、建築や建築群が作る輪郭と空を背景とした境界線のこと。

## (2) 丘の上住宅地区



▲丘の上住宅

### 【地区の概要】

福岡・久留米両都市圏の人口急増に対処し、良好な生活環境が満たされた住宅地を大量に供給するため、本市西北丘陵地一帯及び筑紫野市域にまたがる 701ha（本市 298ha）をニュータウンとして開発する構想が 1981 年（昭和 56 年）に都市計画決定され、現在までに「三国が丘」、「希みが丘」、「美鈴が丘」、「美鈴の杜」、「あすみ」といった住宅団地が開発されてきました。

市の北西部に位置する「希みが丘」、「美鈴が丘」は、大部分が標高 40m以上の小高い丘の上に立地しており、周囲の田園地域から背景の緑とともに特徴ある景観を作り出しています。また、「三国が丘」では、駅周辺の利便性の高さを生かし、商業・業務施設や中高層マンション等が立地しています。「美鈴の杜」では平坦な地形に戸建て住宅が集積し、「あすみ」は最も新しく開発された住宅団地として低・中・高層住宅が立地する等、地区ごとに特色ある街並みが形成されています。

これらの住宅地では、一部の地域で建築協定や地区計画が締結されており、道路からゆとりを持って建物を建てることや、植栽による修景がなされる等、地区全体の景観に潤いを与えています。



▲希みが丘の街並み



▲美鈴の杜の街並み



▲三国が丘の街並み



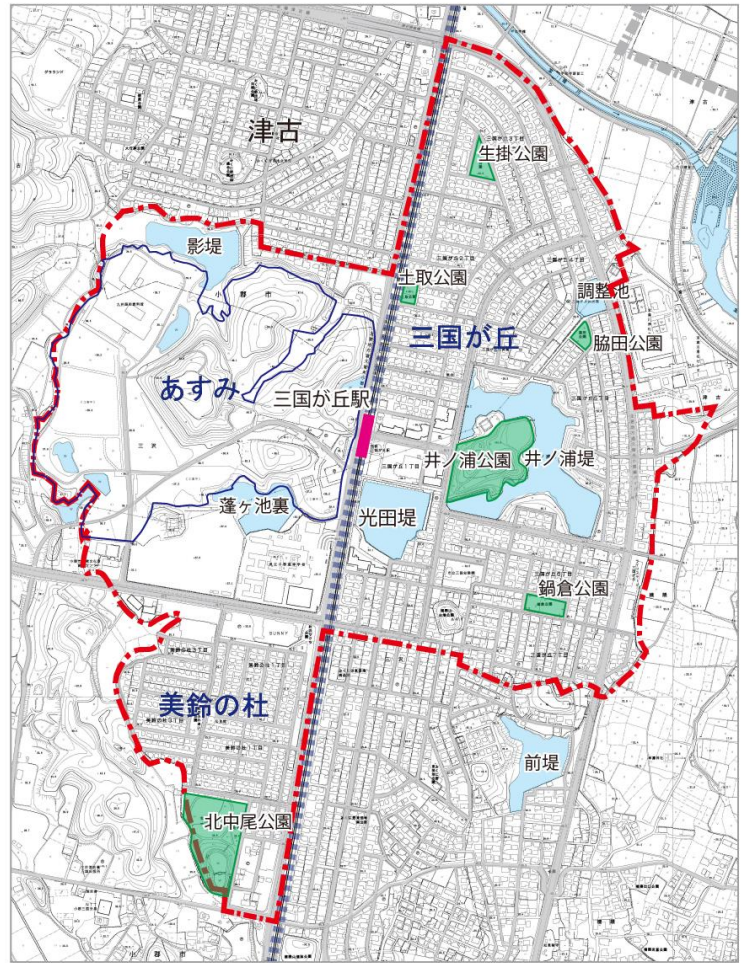
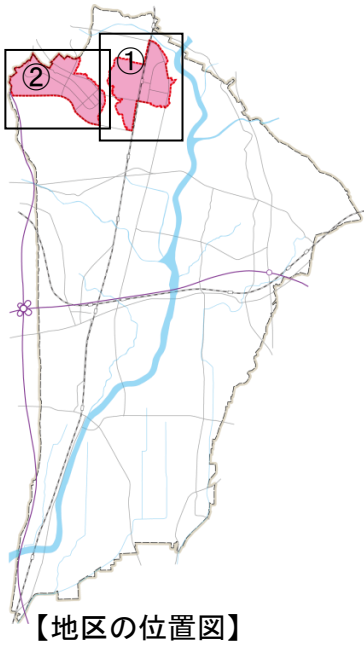
▲あすみの街並み



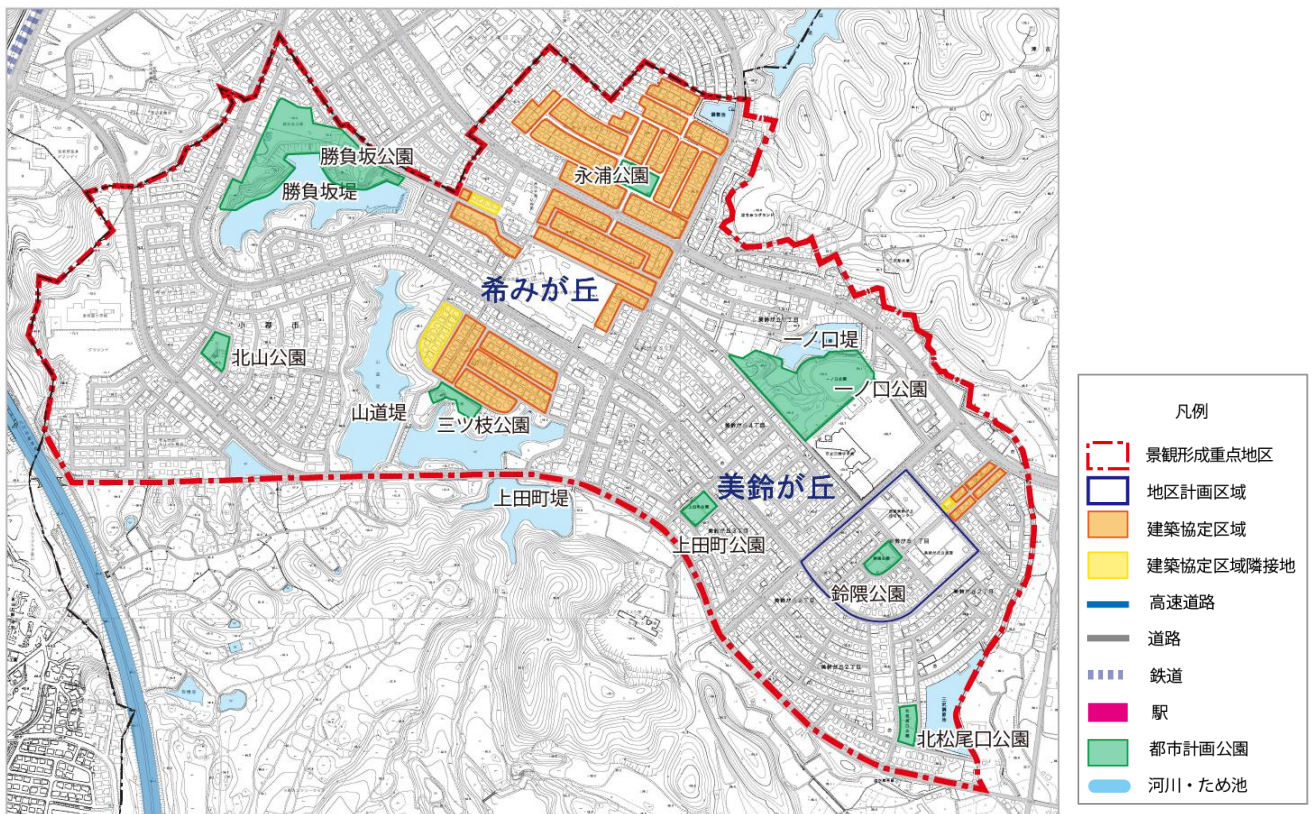
▲美鈴が丘の街並み



▲勝負坂公園



▲拡大図①



▲拡大図②

## 【特性と課題】

●緑や自然、静けさのある郊外住宅地であることが特徴です。

丘の上住宅地区は、閑静な郊外の住宅地として発達してきました。地区内の住宅では、ガーデニングや生垣等の緑で修景されているところが多くあります。また、地区内の池の周囲には地元住民が管理する森林（里山）が残されているところもあり、比較的身近に自然とふれあえる機会が多いことが特徴です。

今後とも、ゆとりがあり、緑にあふれた、静かな住宅地の環境を守り、育てていく必要があります。

●三国が丘駅は、住宅地開発等により駅利用者の増加が期待されます。

西鉄三国が丘駅の西側では新たな住宅地開発が行われており、今後更に駅利用者が増加することが予想されます。また、駅東側にはロータリーがあり、商業・業務施設や中高層マンション等が立地する等、賑わいのある商業地の形成が期待されます。

## 【景観形成方針】

### 住宅地における潤いある緑の景観づくり

○既存樹木や樹林の保全、ガーデニングや生垣等による緑化を促進し、緑の多い住宅地の景観づくりを進めます。

○街路樹や公園・広場等の公共の緑についても、樹種の選定や管理に対する住民参加を進め、住む人のまちへの愛着を育む緑化を進めます。

### 景観協定等に基づくまちのルールづくり

○景観協定の締結や緑化助成制度等の新設を検討し、緑化の誘導等、背景の樹林地と調和した緑豊かな住宅地として維持・育成を進めます。

### 三国が丘駅周辺における賑わいづくり

○三国が丘駅周辺地区において、商業・業務機能の集積や交通結節機能の拡充等を促進するとともに、駅利用者等のニーズに応じた周辺と調和した景観形成を検討します。

## 【コラム②「あたりまえの美」を感じさせる景観】

### 口緑の景観形成による資産価値の向上（丘の上住宅地区）

緑の多い住環境は「やすらぎ」や「潤い」を感じさせることから、住まいのチラシやパンフレットには、「緑豊かな環境」がアピールされます。丘の上住宅地においても、木々が生い茂る近隣の森林や敷地内の植栽等を魅力のひとつとして紹介するケースが見られます。

緑が多い住宅地は人気も高く、その付加価値は不動産価格にも影響を及ぼしています。福岡県地価調査によると、福岡県の住宅地地価は過去10年で毎年1～4%程度下落していますが、丘の上住宅地の地価はほとんど下落していないことから、緑豊かな良好な住環境を作り出す景観は、資産価値の向上につながっているといえます。



▲緑豊かな丘の上住宅地区の街並み

### (3) 松崎地区



▲旅籠油屋

#### 【地区の概要】

松崎地区は、江戸時代から薩摩街道の宿場町として栄えた、およそ 350 年の歴史を持つ集落です。明治以降は宿<sup>しゆくえき</sup>駅制度が廃止され交通の要衝としての役割を終えましたが、その後も三井地域の中心地区として繁栄してきました。

現在も松崎地区には、旅籠<sup>はたごあぶらや</sup>油屋をはじめ、鶴小屋等の旅籠建築、柵形の道路、構口等の歴史的建造物が残り、各時代の歴史的な雰囲気を感じることができます。

また、松崎宿から旧松崎城につながる大手筋であった桜馬場には山桜が立ち並び、四季の移ろいを感じさせてくれます。近年では、松崎に生まれ「文学散歩」等で有名な野田宇太郎の文学碑が整備され、毎年 10 月に生誕祭が開催されています。

松崎地区では、これらの歴史的資源の保全に向けた様々な活動が行なわれてきました。特に 1991 年（平成 3 年）の台風 19 号による被害を受け取り壊されそうになった油屋は、地域の人々による運動をきっかけに市が保存する事を決定し、現在復原工事が行なわれています。

このような歴史・文化を背景とした松崎地区の景観を守り育てるために、2008 年（平成 20 年）には「松崎景観憲章」が策定され、「文学と街道の歴史の香りがする、歩いて楽しい『景観まちづくり』」が進められています。



▲松崎景観憲章





## 【特性と課題】

### ●歴史的資源を生かしたまちづくりが行われています。

松崎地区は、薩摩街道の宿場町として、江戸時代からおよそ350年の歴史を持つ集落です。現在も旅籠油屋をはじめ、鶴小屋等の旅籠建築、構口等の歴史的建造物が残っています。

近年では、旅籠油屋の復原が進められ、歴史的資源を生かしたまちづくりが進められています。

### ●建物の老朽化や空き家・空き地の増加等により、歴史的町並み景観が失われつつあります。

現在、松崎地区は人口減少や高齢化の急速な進展とともに、建物の老朽化や空き家・空き地等の増加が見られ、地区の賑わいや歴史的な町並みの景観が失われつつあります。

地区の人口減少等の課題を解決する手法のひとつとして、市街化調整区域における地区計画制度の導入が検討されています。制度導入により人口減少に歯止めがかかることが期待される一方、今後は住宅の建設等により歴史的景観が変化していく可能性もあります。

## 【景観形成方針】

### 歴史的資源の維持・継承

○各種法制度や事業を活用し、松崎地区に残る歴史的・文化的資産の保存・保全及び復原・修復を図るとともに、所有者や管理者等との調整のもと積極的な活用を図ります。

○地域主体の景観まちづくりを促進するとともに、その仕組みを生かした空間整備や町並み景観づくりを推進します。

○旧薩摩街道や桜馬場の沿道において、ハード面及びソフト面の双方の景観保全につながる仕組みづくりを検討します。

### 歴史的資源と調和した町並み形成に向けたルールづくり

○旧薩摩街道や桜馬場の沿道では、建築物・工作物の建築等に当たっては周辺の歴史的建造物に調和した規模、形態、意匠とする等、地域の特性にふさわしい土地利用の誘導を行い、歴史的景観と調和した景観形成に努めます。

## 【コラム③「あたりまえの美」を守り、継承する活動】

### □歴史的景観と地元主体のまちづくり（松崎地区）

松崎地区では、地区の高齢化の進展とともに空き家・空き地が増え、まちの賑わいは失われつつありますが、歴史的景観資源を活用した様々な取組によりまちの活性化が目指されています。

平成4年、台風で破損した旅籠油屋の保存運動に向け「松崎地区町並み保存会」が結成されたのを機に、地元主体の景観まちづくりが進められています。

平成18年度、福岡県の筑後広域風致景観のルールづくりの景観モデル地区として地区の景観形成の方針を作成し、「文学と街道の歴史の香りがする、歩いて楽しい『景観まちづくり』」に取り組みはじめ、2008年には地元「松崎景観憲章策定委員会」と連携して「松崎景観憲章」を策定しました。

平成27年には、旅籠油屋のうち中油屋が復原され、現在は油屋主屋の復原工事が行われています。

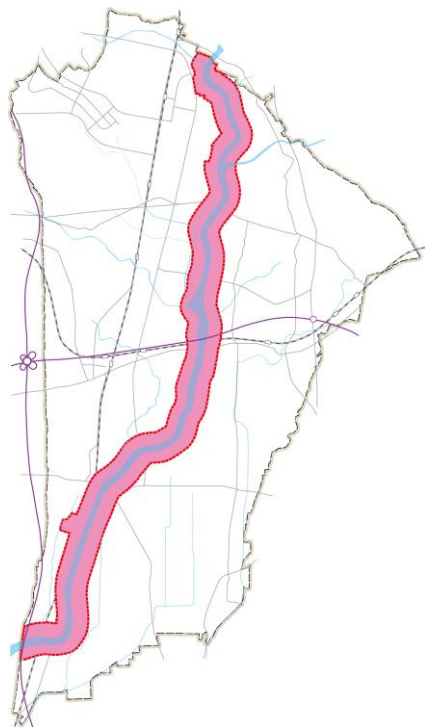


▲旅籠油屋土壁塗りワークショップ



▲松崎の景観を考えるイベント

## (4) 宝満川地区



▲宝満川

### 【地区の概要】

宝満川は、水源地宝満山から九州第一の大河である筑後川に注ぎ込むまで、その長さが31.7 kmあり、筑後川水系で県内最長の支流です。北から南に流れ本市の中央を貫流する川で、潤いのある豊かな景観を形成するとともに周辺農地の生産機能に大きく寄与しています。また、多様な動植物の生息地として大きな役割を果たしています。この宝満川に口無川、高原川、宝珠川、牟田川、草場川、鎗巻川が合流しています。

宝満川の東側には広大な田園地帯が広がっており、季節ごとに移り変わる田園の景観は市の代表的な風景となっています。

また、河川敷の一部は遊歩道として整備しており、市民に潤いを与える空間となっています。宝満川一斉清掃では例年数千人のボランティアが集まる等、自発的な維持管理がなされています。



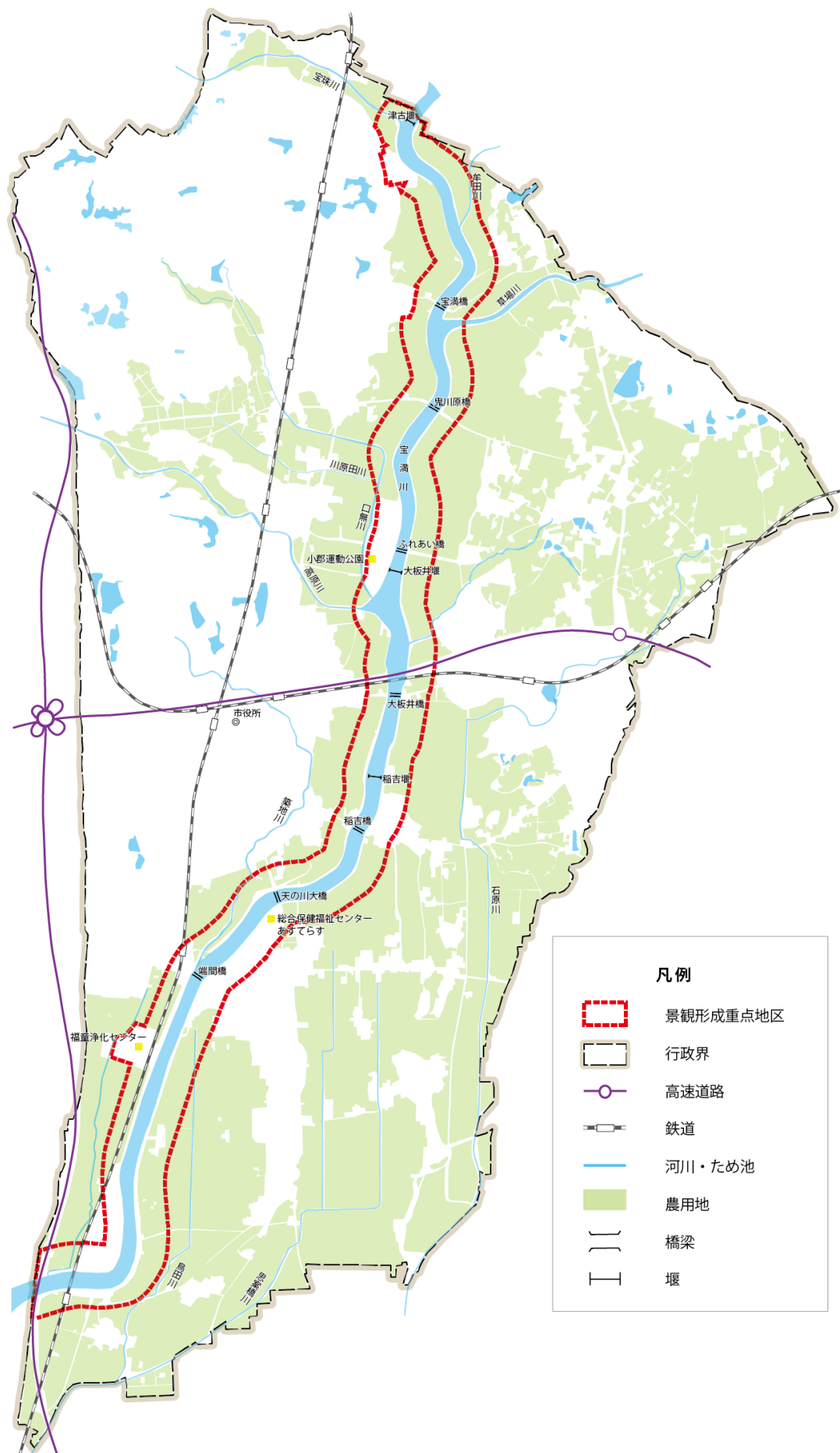
▲宝満川沿いに広がる田園風景



▲稲吉堰



▲宝満川を渡る甘木鉄道



【地区の位置図】

## 【特性と課題】

●宝満川と、周囲の山々と田園・集落が本市の景観の土台となっています。

宝満川は市の中央を南北方向に流れ、河川敷の自然や周囲の山々と一体となった雄大な景観は、市民の大切な財産として認識されています。また、宝満川は稲作を中心に重要な水を供給し、田畑を潤してきました。特に市南部に広がる地域では、畑と屋敷林、雑木林が一体となった田園・集落地の風景がみられ、それらが一体となり潤いのある豊かな景観を形成しています。

宝満川は、本市らしさや地域らしさを形づくる上で大切な景観資源ですが、市街化の進展の中で、鉄塔等の工作物の建設や宅地化が進み、宝満川を取り巻く景観は変化しつつあります。

●宝満川河川敷は多様な主体により守り育てられています。

宝満川の広い河川敷は緑が多く、市民のレクリエーション空間として活用されています。また、シラサギをはじめとする多種の生物や、春には菜の花やコスモス等の植物の観察空間として市民に親しまれています。毎年4月に行われる宝満川一斉清掃では例年数千人のボランティアが集まる等、市民と行政の協働による維持管理がなされています。

今後も散策路等水辺を楽しむ親水空間として育てていくとともに、多様な生態系のビオトープ\*として保全するため、様々な主体による適切な維持管理が求められます。

## 【景観形成方針】

### 市民が日常的に自然とふれあえる河川敷づくり

○河川敷の自然の保全・回復と自然とのふれあいのあり方を検討します。

○地域の人々の参加を得て、河川敷の維持管理や親水空間の整備等を進めます。

○四季折々の植物をはじめとする多種の生物にふれあえるビオトープとして保全し、活用します。

### 宝満川の自然景観と調和するルールづくり

○宝満川及びその周囲の土地利用や、建物及び工作物の建て方等を検討し、宝満川と周囲が一体となった自然や四季を感じられる空間を育てていきます。

## 【コラム④「あたりまえの美」を守り、育てる活動】

### □宝満川一斉清掃

「自分たちの川は自分たちで守り、きれいで遊べる川と自然を感じながら地域の人々とふれあう環境づくり」の考えのもと、毎年宝満川の一斉清掃活動が開催されています。

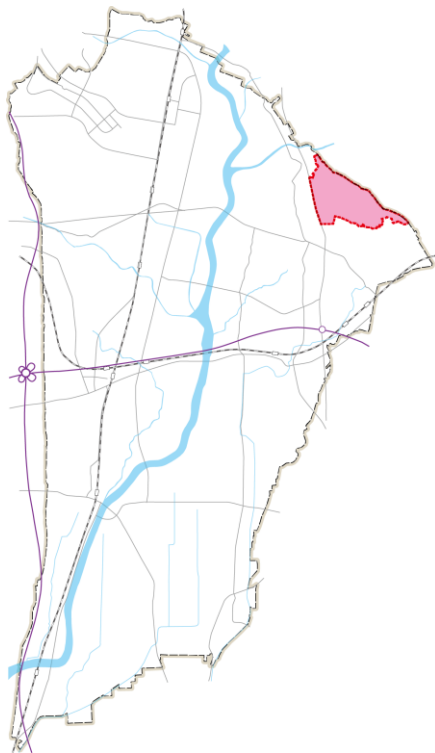
例年、多くの市民ボランティアが集まり、河川敷約9.5kmを対象に、除草作業やゴミ拾いが行われます。

地域住民・団体自らが身近な河川の清掃活動を行うことは、多くの人々が地域の景観の実情を知るとともに、自然環境保全について考える良い機会となっています。



\*ビオトープ：動物や植物が恒常的に生息できるように造成又は復元された小規模な生息空間。

## (5) 花立山地区



▲花立山

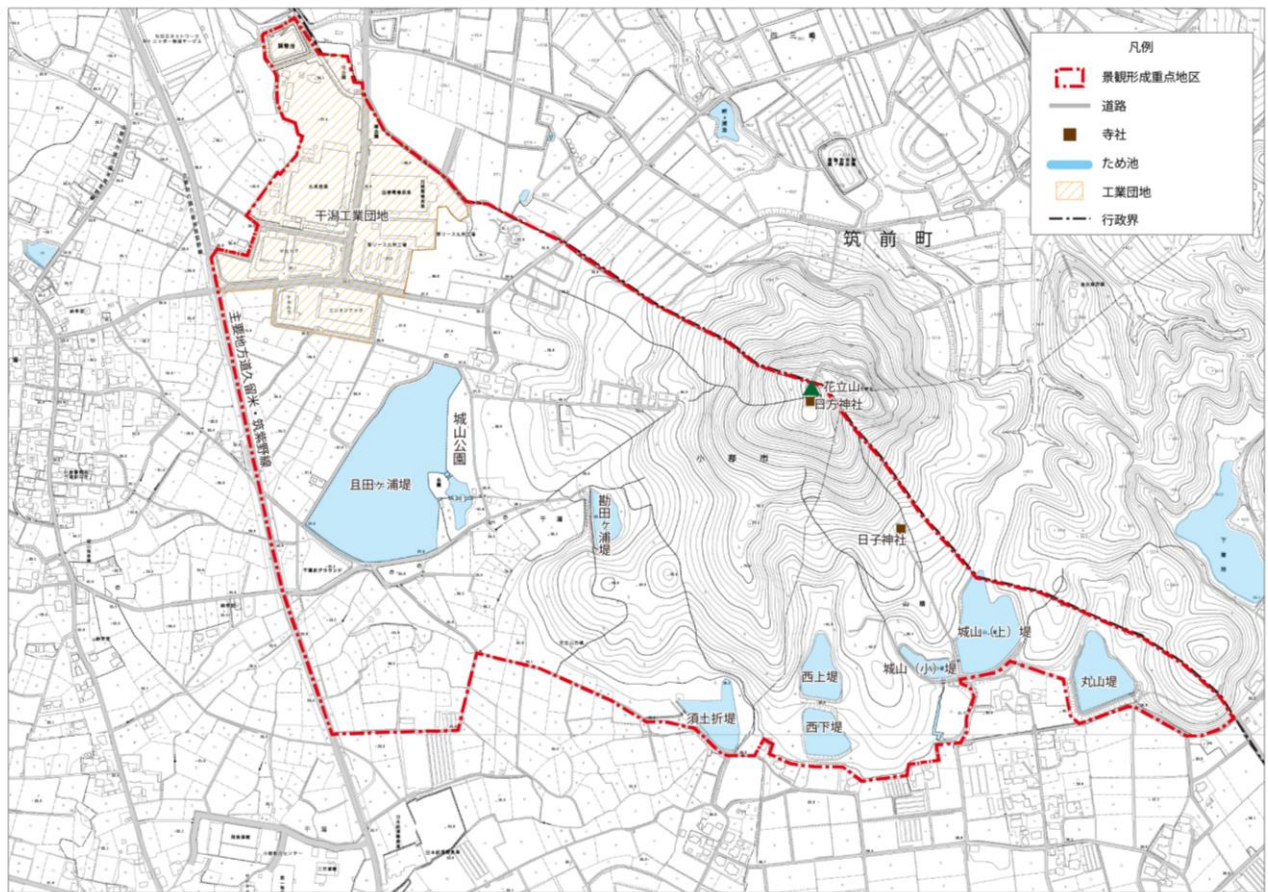
### 【地区の概要】

花立山は、本市東部に位置し、標高 130.6m の筑紫平野の中央に位置する本市唯一の里山です。花立山は様々な呼び名をもっており、別名「城山」や「じょんやま」（主に筑前町で）、「山隈山」等といわれ、山城があったことを物語っています。また、石器～古代の遺物や遺跡、古墳群も多数存在しています。

南北朝動乱の 1359 年、<sup>かねながしんのう</sup> 懐良親王・<sup>きくちたけみつ</sup> 菊地武光連合の南軍と<sup>しょうによりひさ</sup> 小弐頼尚・大友連合の北軍が近くの大保原で戦った時（大原の戦い）、小弐軍がこの城山に陣をおき、その後、<sup>こはやかわたかかげ</sup> 小早川隆景が山上に城を築いたとされています。本丸跡は筑後の領地、二の丸跡は筑前、筑後にまたがり、三の丸は筑前の領地でした。現在の山頂も本市及び筑前町の境となっています。

遠くから花立山を眺めると、周囲の農地と一体となった姿は美しく、本市を代表する景観となっており、頂上からは視界が開けて筑前・肥前・筑後の広範囲の地域を見渡すことができます。

花立山の周囲は城山公園として指定されており、四季折々にツツジ、菖蒲、桜等の花が咲き、山中には散策コースも整備され、ウォーキングを楽しんでいる姿も見られます。また、春・秋の二回、地元有志（花立山を楽しむ会）により茶会や収穫祭等の様々なイベントが催される等、市民の憩いの場として活用されています。



【地区の位置図】



▲小郡運動公園付近から見る  
花立山



▲城山公園の且田ヶ浦堤と  
花立山



▲花立山山麓のため池



▲花立山山頂から望む  
脊振山系



▲城山公園



▲花立山穴観音古墳  
(県指定史跡)

## 【特性と課題】

●花立山の豊かな緑と周辺農地の景観は、本市のシンボルとなっています。

花立山は「筑後富士」とも呼ばれており、なだらかなすそ野は優美で、四季を感じさせてくれる緑の拠点、市のシンボルとして大切にされています。

また、市民ボランティアによる里山保全、市による土地賃借による環境保全等、多様な主体による維持管理がなされています。

●花立山の眺望を生かした景観づくりが求められています。

周囲には大きな建物はなく、周辺からの花立山への眺望が確保されていますが、近年、鉄塔等の工作物の建設により、眺望景観が損なわれるケースも見受けられます。

また、花立山山頂からの眺望点となる展望台や散策路について、適切な維持管理が求められています。

## 【景観形成方針】

### 花立山の魅力を生かした眺望景観づくり

○山頂の展望台等の主要な視点場の整備や、散策路の適切な維持管理に努めます。

### 周辺農地の保全や工作物の配置に配慮した景観づくり

○花立山の周辺農地の保全を図るとともに、すそ野の緑地や稜線の樹林地の景観保全を図ります。

○花立山の眺望景観を阻害する工作物の設置についてルールを定め、積極的に眺望景観の保全を図ります。

○干潟工業団地及び主要地方道久留米筑紫野線の沿道においては、工場地内における積極的な緑化を推進するとともに、建築物や工作物が花立山への眺望景観を阻害しないよう土地利用や建築物等の誘導を行い、周辺景観との調和を図ります。

## 【コラム⑤「あたりまえの美」を守り、楽しむ活動】

### □「花立山を楽しむ会」による里山保全

花立山は、市内のどこからでも眺めることのできるシンボリックな山です。多くの動植物の生息の場ともなっており、生物多様性の場として、生態学者から高く評価されている重要な里山でもあります。一方で、現在は地権者の高齢化により放置される区域が増え、竹の侵食が進んでいる箇所もあります。

この花立山を守り続けていくために、「花立山を楽しむ会」という市民団体による保全活動が行われています。楽しむ会は、平成3年の台風被害と、その後の山林伐採をきっかけに、地元住民が山への思いをつのらせて、平成10年5月に発足し、約70人の会員がいます。

「楽しみながら山を守る」ことを目的に、登山（みんなで歩こう花立山）や「春の茶会」、「秋の収穫祭」等のイベントを開催するとともに、植樹、花の植栽や下刈、散策道の整備等の活動を行い、市民に山の魅力を発信しています。



▲みんなで歩こう花立山



▲植樹の取組



## 第5章

# 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項



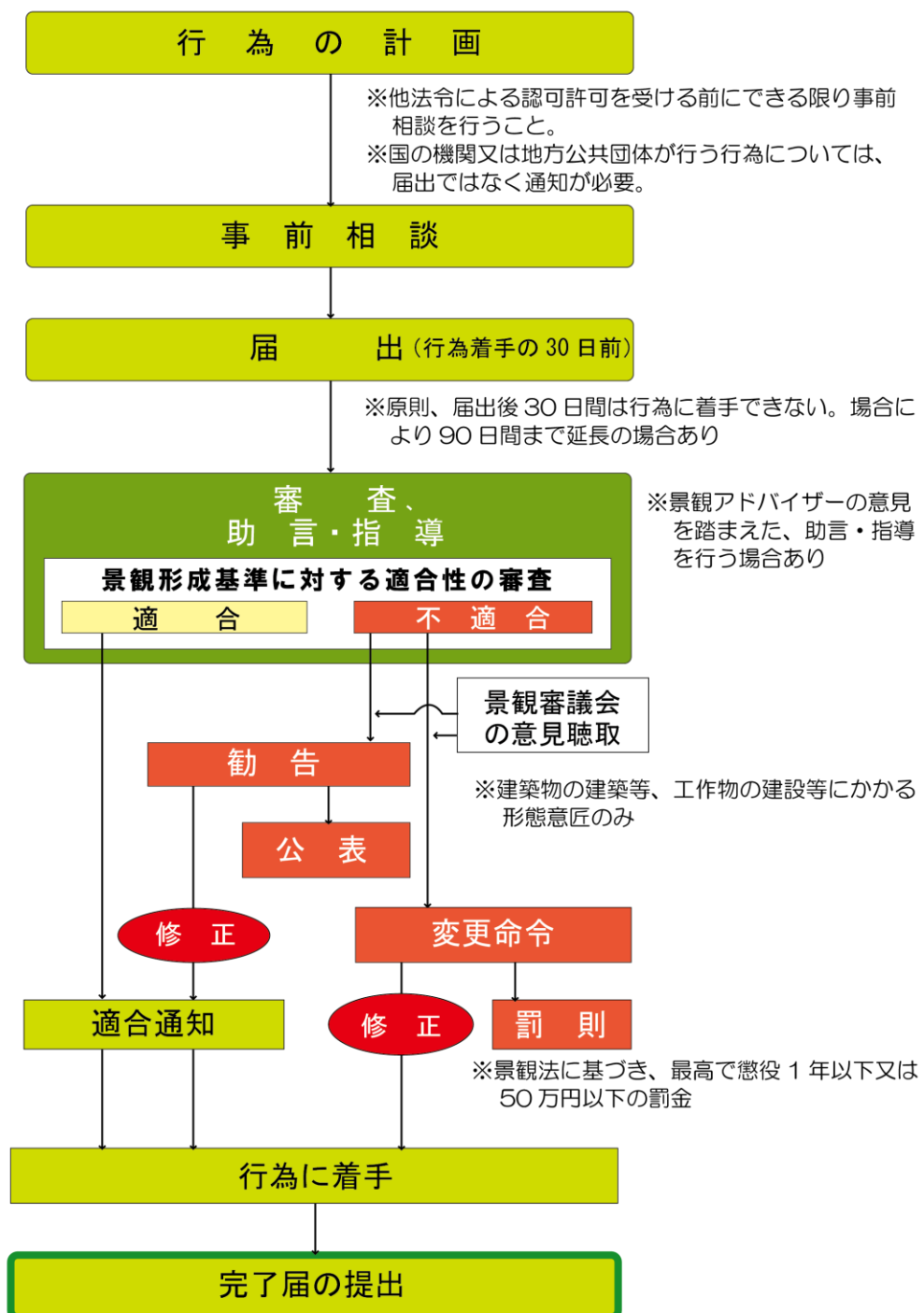
# 第5章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

## 5.1 景観誘導の基本的な考え方

本計画では、市全域で行われる、景観に与える影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築行為や開発行為等に対し、景域ごとの景観形成基準を定め、緩やかな景観誘導を実施します。

また、地区レベルにおいて、すでに特徴ある景観を有している地区や、本市の景観形成において重要な役割を有する地区等については、「景観形成重点地区」として指定し、一般基準とは別個の、地区の特性に応じたきめ細かなルールを設け、積極的な景観形成を推進します。

## 5.2 届出の流れ



### 5.3 届出対象行為

良好な景観形成に向け、本市において届出の対象として景観形成基準に基づく審査の対象となる行為は、以下のとおりとします。

なお、景観形成重点地区では、地区の特性を考慮し、個別に適切な届出対象規模を設定します。

#### 【届出対象行為（市全域）】

届出が必要な行為		市街地の景域	田園・集落地の景域	丘の景域
建築物	新築、増築、改築又は移転	建築物の行為に係る部分の延床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上又は高さが 10m 以上のもの		
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の建築物で、外観変更に係る見付面積※の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの		
工作物	新築、増築、改築又は移転	塔状工作物※	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの ※ただし電柱を除く（無彩色のものに限る）	
		製造施設、貯蔵施設、処理施設、遊戯施設、太陽光発電設備等	行為に係る工作物の高さが 10m 以上又は築造面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	
	垣、柵、塀、擁壁	行為に係る工作物の高さが 5m 以上のもの		
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の工作物で、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの		
(3) 都市計画法に基づく開発行為		行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明		届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明		

※見付面積：建築物（工作物）の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積（建築基準法施行令第 46 条第 4 項）。

※塔状工作物：煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔

【届出対象行為（景観形成重点地区）】

1) 小郡駅前地区

地区内の景観特性に応じて、「歴史的景観形成地区」、「賑わい景観創出地区」に区分し、それぞれ届出対象の規模を定めます。

「歴史的景観形成地区」は、「旧小郡村役場」や「平田家住宅」、「三根家住宅」をはじめとする歴史的建造物や神社・寺院等が立地しており、これらの歴史的資源を生かしたきめ細かな景観誘導を図っていく必要があることから、届出対象は規模に関わらず全てのものとします。

「賑わい景観創出地区」は、市街地の景域の届出対象規模に準拠します。

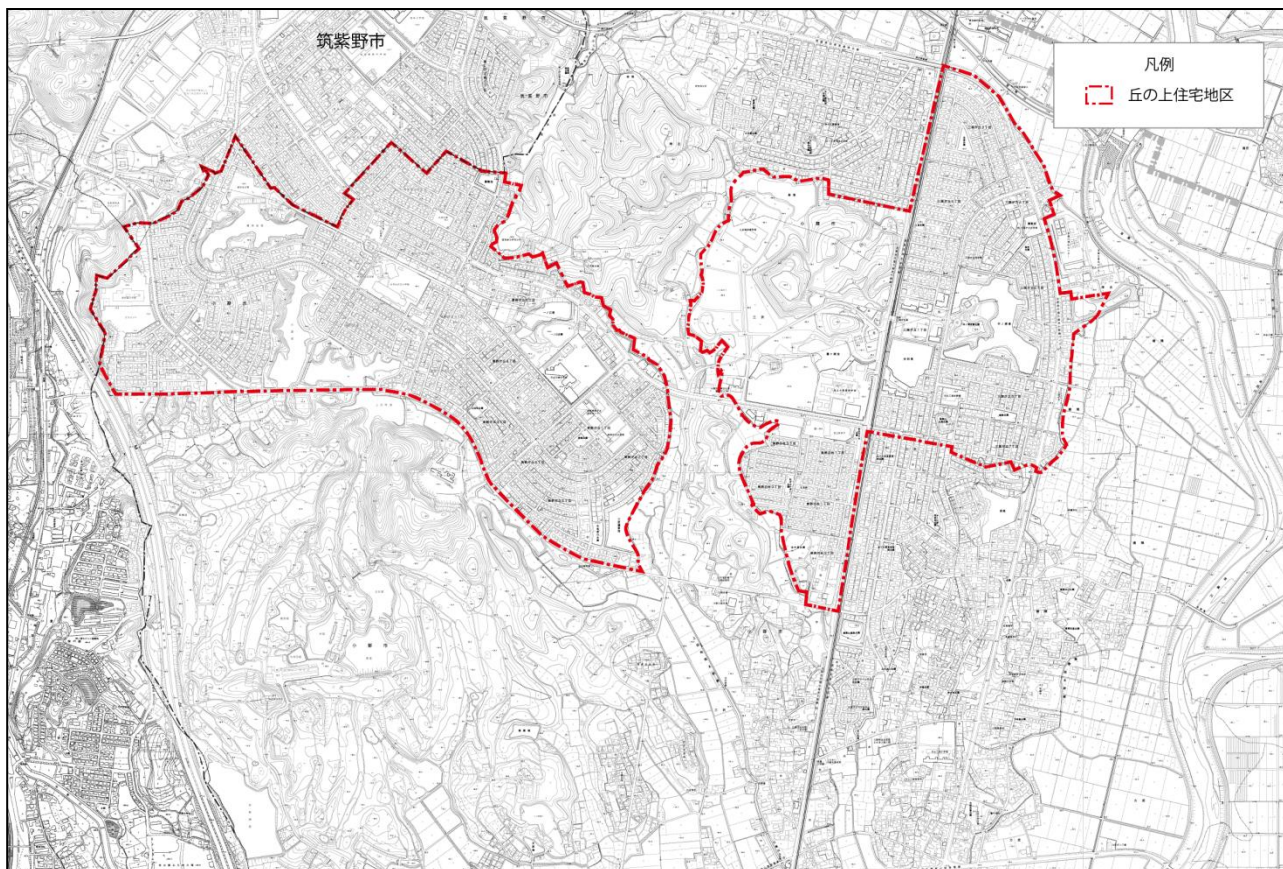
届出が必要な行為		歴史的景観形成地区	賑わい景観創出地区
建築物	新築、増築、改築又は移転	規模に関わらず全てのもの	建築物の行為に係る部分の延床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上又は高さが 10m 以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模に関わらず全てのもの	上記の建築物で、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの
工作物	新築、増築、改築又は移転	塔状工作物	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
		製造施設、貯蔵施設、処理施設、遊戯施設、太陽光発電設備等	行為に係る工作物の高さが 10m 以上又は築造面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの
		垣、柵、塀、擁壁	行為に係る工作物の高さが 5m 以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模に関わらず全てのもの	上記の工作物で、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為		規模に関わらず全てのもの	行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		規模に関わらず全てのもの	行為に係る土地の面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明		届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明	



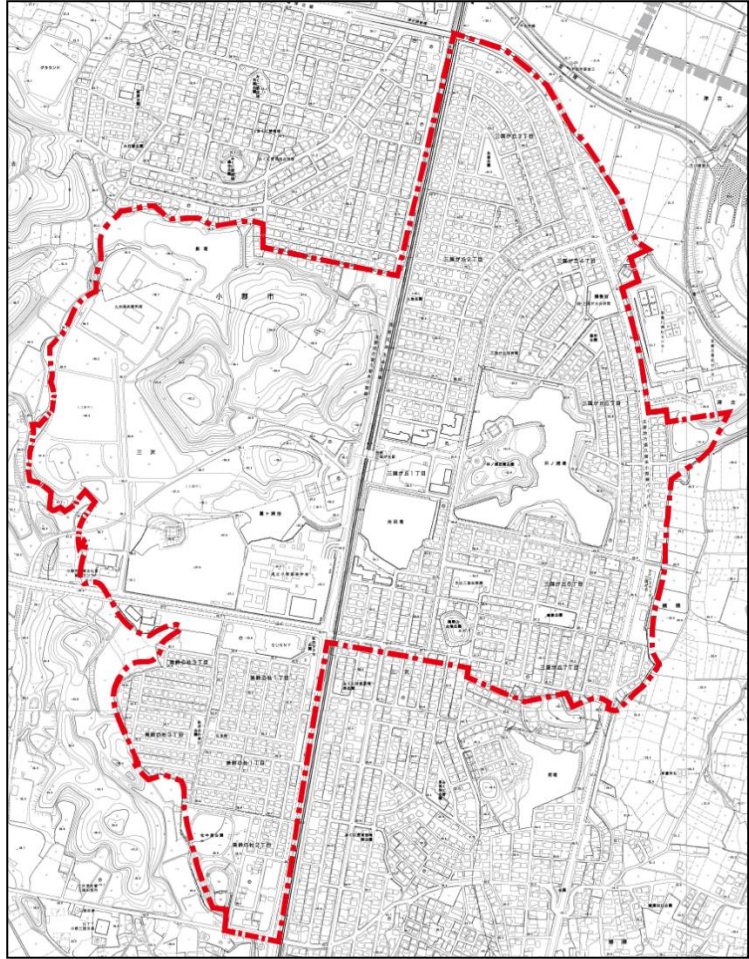
## 2) 丘の上住宅地区

本地区は、良好で緑豊かな住宅地の景観の保全・形成を積極的に図っていく必要があることから、届出対象は規模に関わらず全てのものとします。

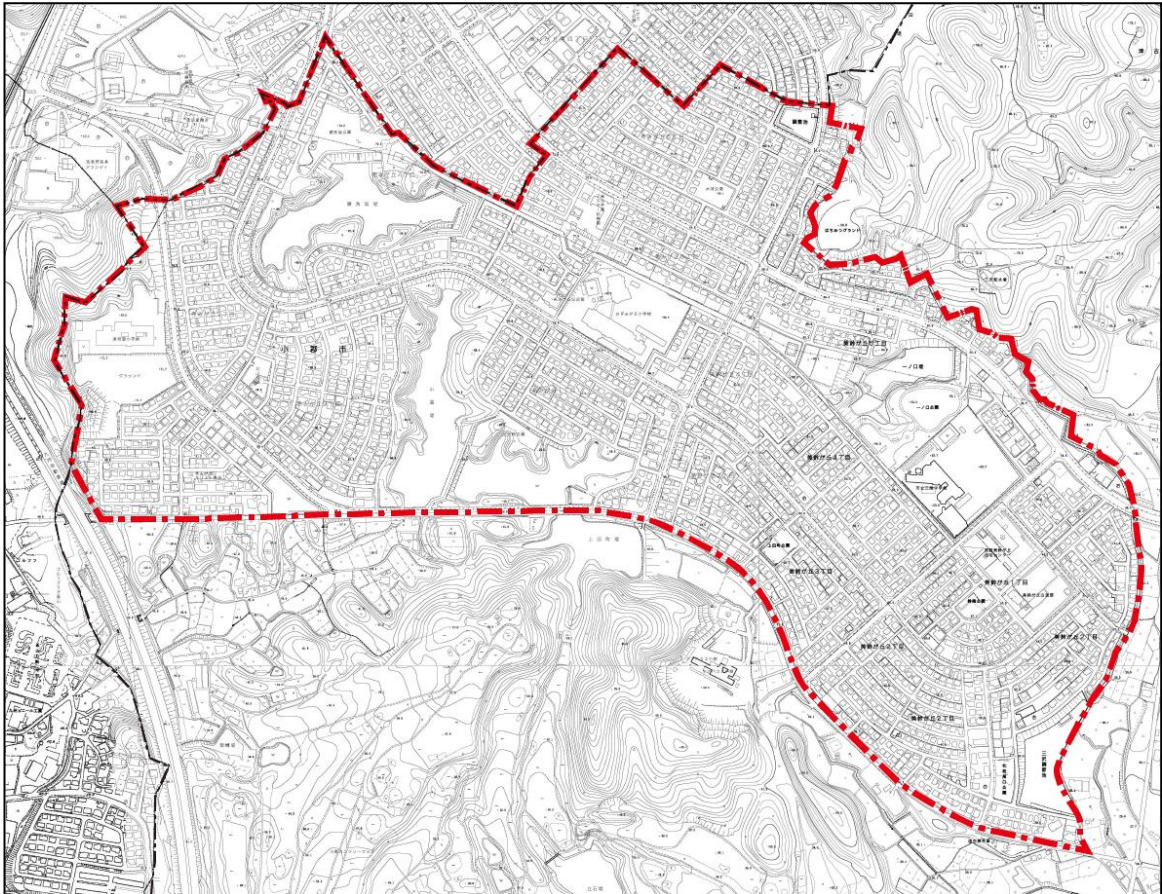
届出が必要な行為		対象規模
建築物	新築、増築、改築又は移転	規模に関わらず全てのもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模に関わらず全てのもの
工作物	新築、増築、改築又は移転	規模に関わらず全てのもの
	塔状工作物	規模に関わらず全てのもの
	製造施設、貯蔵施設、処理施設、遊戯施設、太陽光発電設備等	規模に関わらず全てのもの
	垣、柵、塀、擁壁	規模に関わらず全てのもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		規模に関わらず全てのもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為		規模に関わらず全てのもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		規模に関わらず全てのもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明		届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明



▲丘の上住宅地区 位置図



【拡大図①】



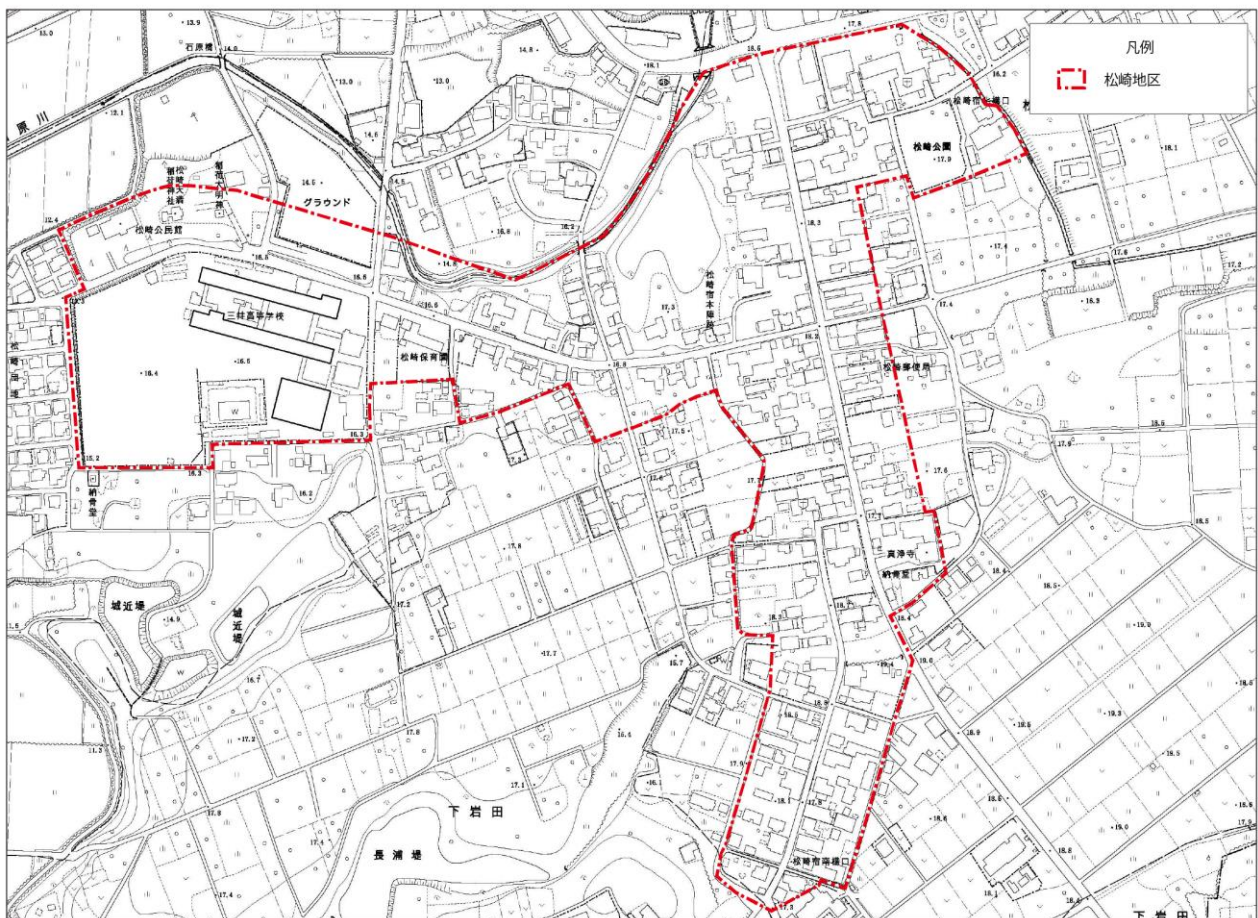
【拡大図②】



### 3) 松崎地区

本地区は市街化調整区域に位置し、当該地区を含む区域を対象とした地区計画を策定しているところです。地区計画との整合を図りつつ、歴史的資源を生かしたきめ細かな景観誘導を図っていくことが必要であることから、届出対象は規模に関わらず全てのものとします。

届出が必要な行為		対象規模	
建築物	新築、増築、改築又は移転	規模に関わらず全てのもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模に関わらず全てのもの	
工作物	新築、増築、改築又は移転	塔状工作物	規模に関わらず全てのもの
		製造施設、貯蔵施設、処理施設、遊戯施設、太陽光発電設備等	規模に関わらず全てのもの
	垣、柵、塀、擁壁	規模に関わらず全てのもの	
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		規模に関わらず全てのもの	
(3) 都市計画法に基づく開発行為		規模に関わらず全てのもの	
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		規模に関わらず全てのもの	
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明		届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明	

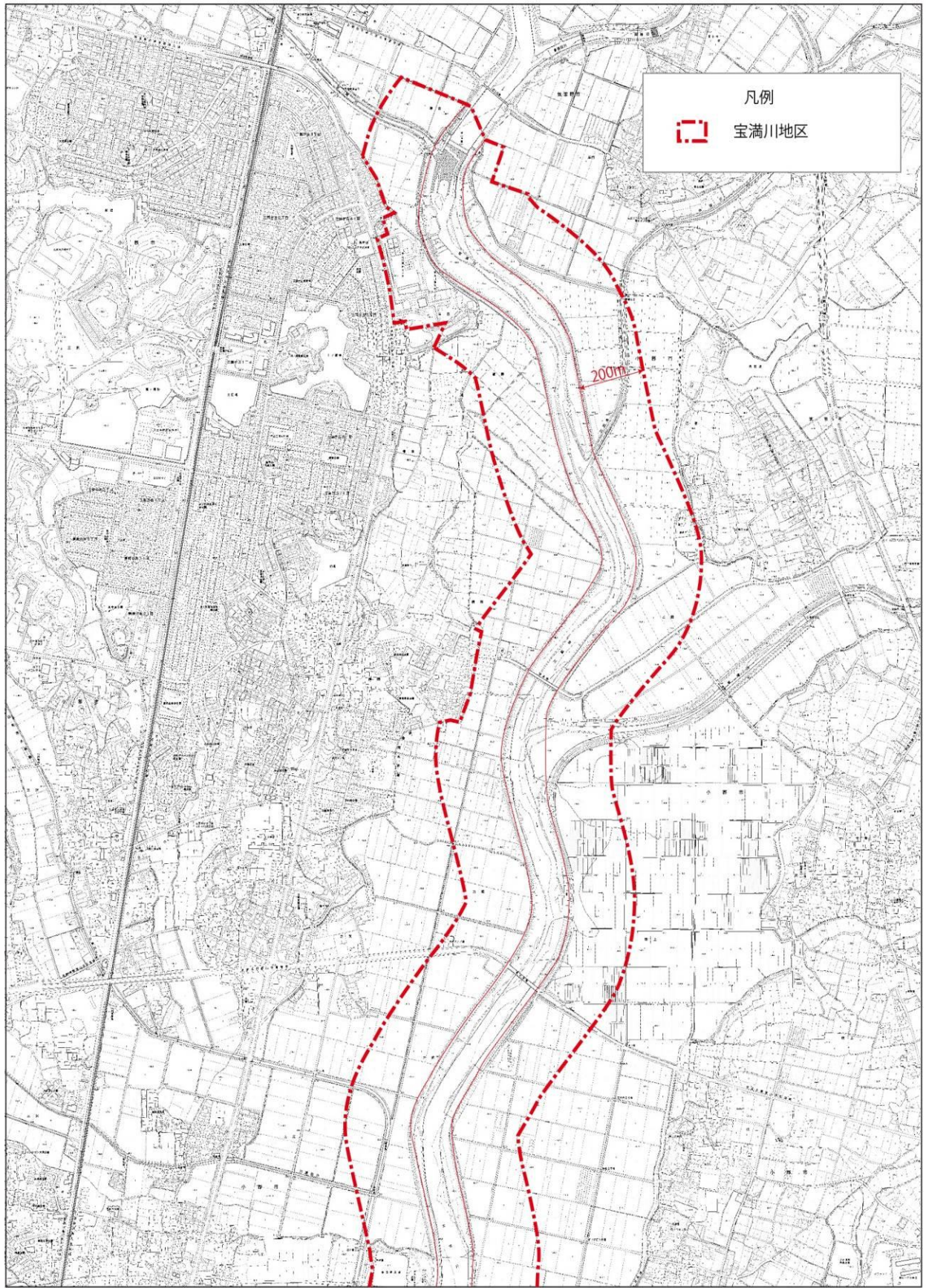


▲松崎地区 位置図

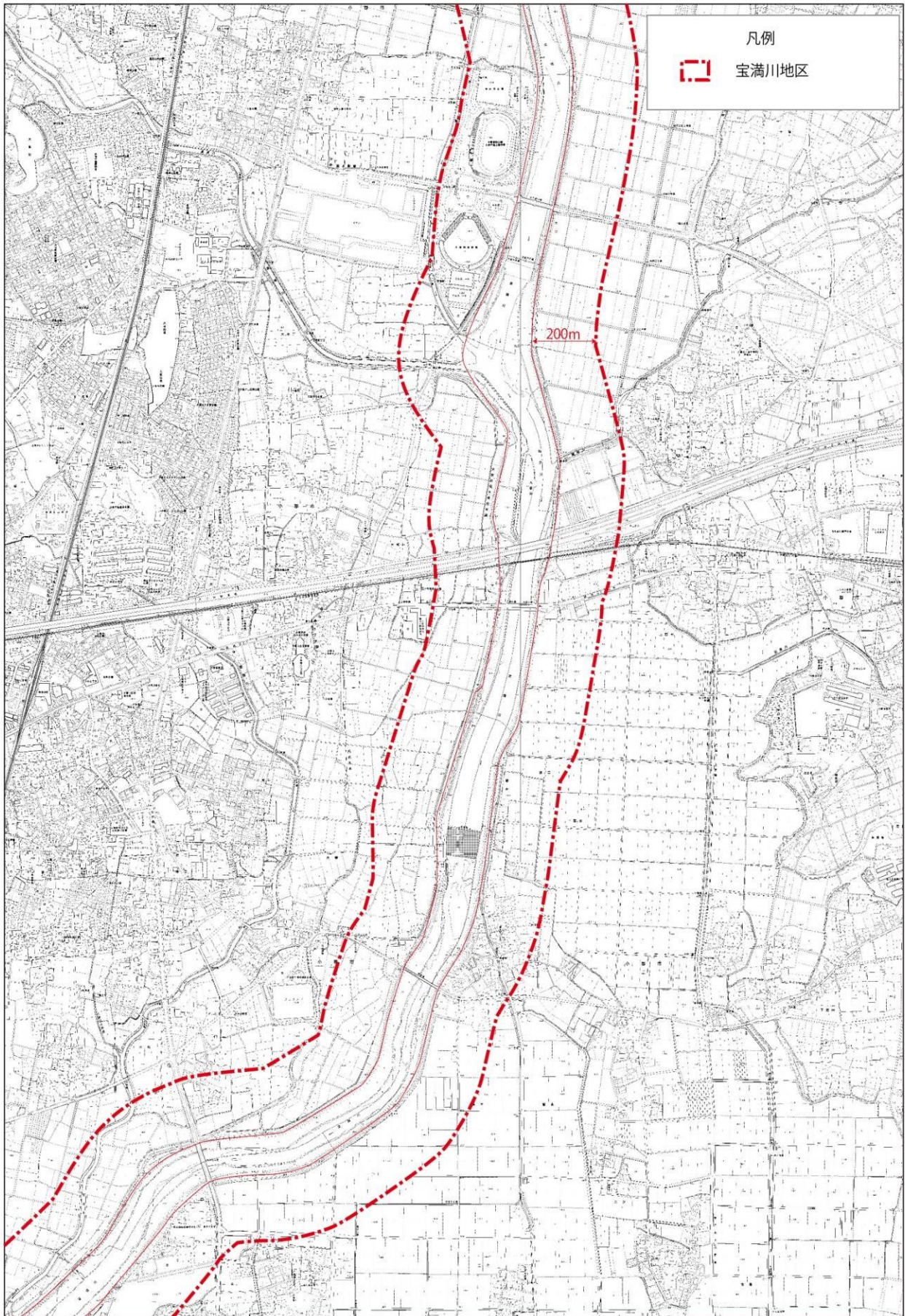
#### 4) 宝満川地区

田園・集落地の景域の届出対象規模に準拠します。

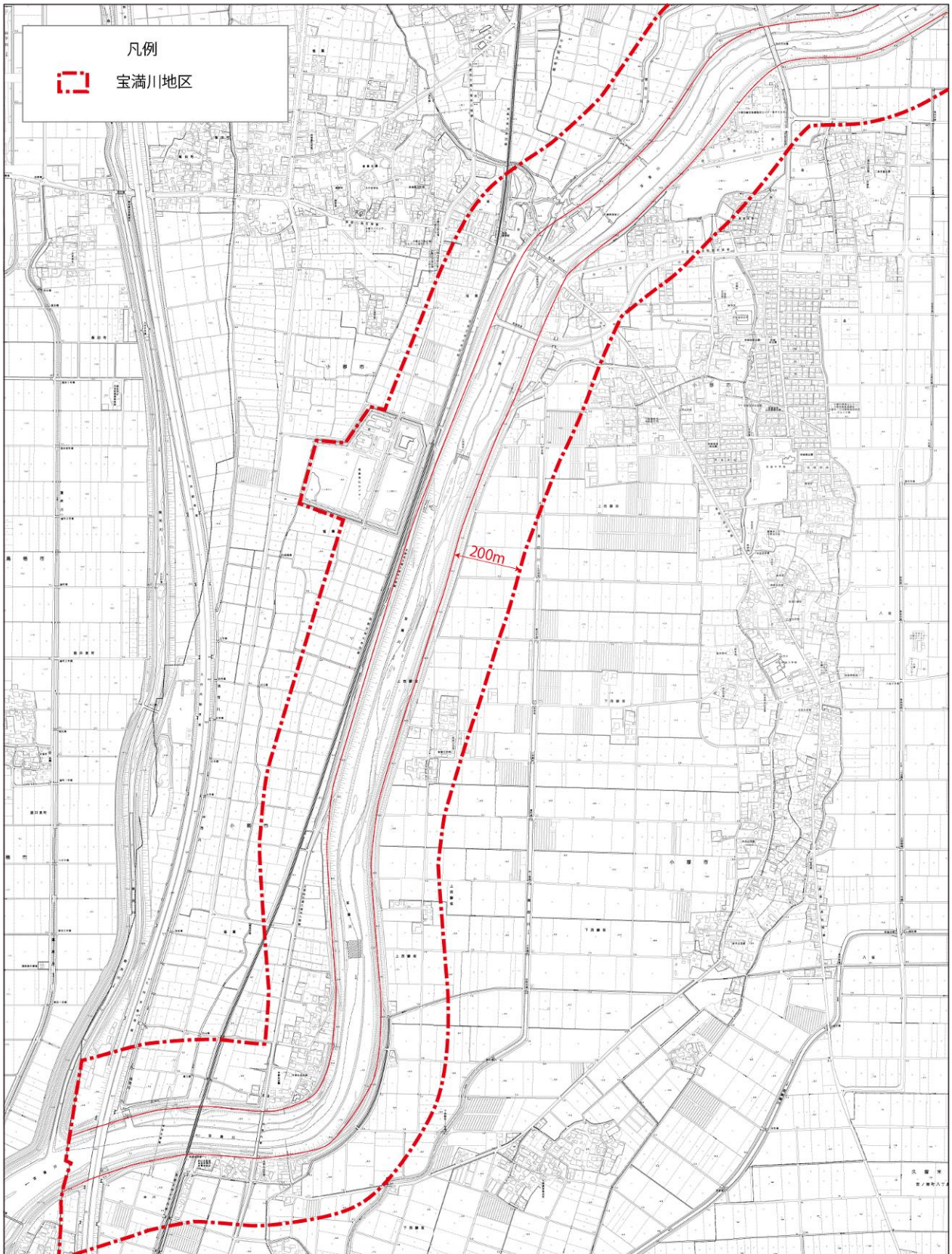
届出が必要な行為		対象規模
建築物	新築、増築、改築又は移転	建築物の行為に係る部分の延床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上又は高さが 10m 以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の建築物で、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの
工作物	新築、増築、改築又は移転	塔状工作物 製造施設、貯蔵施設、処理施設、遊戯施設、太陽光発電設備等
		垣、柵、塀、擁壁
		行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
		行為に係る工作物の高さが 10m 以上又は築造面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の工作物で、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為		行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明		届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明



▲宝满川地区 位置图①



▲宝满川地区 位置图②

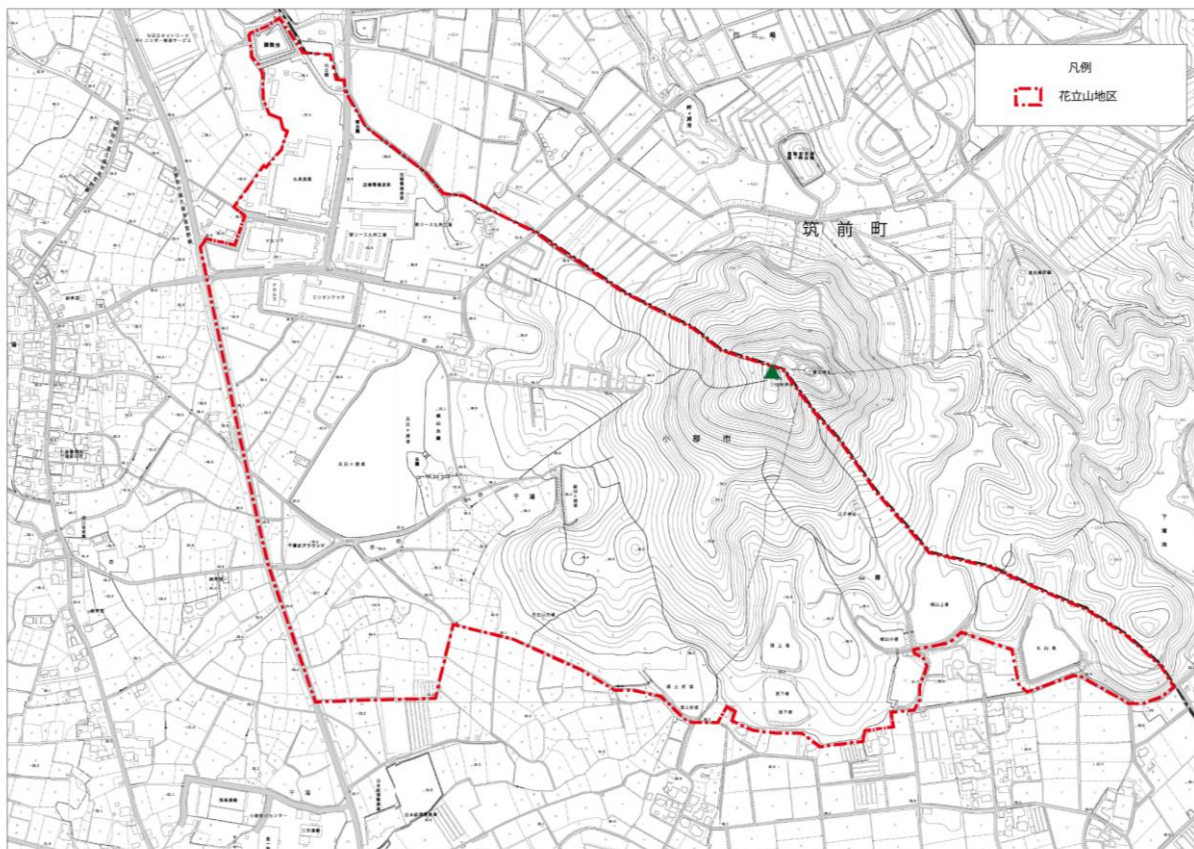


▲宝满川地区 位置图③

## 5) 花立山地区

本地区は市街化調整区域に位置しますが、樹林からなる緑の景観の保全を目的とした制限は現段階で行われていません。そのため、緑豊かな樹林地の適切な保全を図るためにも、届出対象は規模に関わらず全てのものとしします。

届出が必要な行為		対象規模
建築物	新築、増築、改築又は移転	規模に関わらず全てのもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模に関わらず全てのもの
工作物	新築、増築、改築又は移転	塔状工作物 規模に関わらず全てのもの
		製造施設、貯蔵施設、処理施設、遊戯施設、太陽光発電設備等 規模に関わらず全てのもの
		垣、柵、塀、擁壁 規模に関わらず全てのもの
		外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 規模に関わらず全てのもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為		規模に関わらず全てのもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		規模に関わらず全てのもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明		届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明



▲花立山地区 位置図

## 5. 4 景域別の景観形成基準

### 市街地の景域

市街地の景域		景観形成基準
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配慮した配置とする。
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 <input type="checkbox"/> 歴史的な町並みを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。
	圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度 6.0 以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えない位置に配置する。通りから望見できる位置に配置する場合、平面駐車場・駐輪場は、緑化等（周囲や舗装面）により修景する。	
工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配慮した配置とする。

工作物	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との 調和	<input type="checkbox"/> 商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 <input type="checkbox"/> 歴史的な町並みを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。
		設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。
		色彩	<input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
		外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。
開発行為・ 土地の形質 の変更等	造成等		<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。
	既存樹木・樹林等 の保全		<input type="checkbox"/> まとまった緑や雑木林、社寺林等は、できる限り維持・保全する。
外観照明・ 屋外照明	照度の抑制		<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。
	点滅照明		<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。
	照明器具		<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。



田園・集落地の景域

田園・集落地の景域		景観形成基準
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 既存の建築物等の配置の特徴を把握し、田園や集落地との調和に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 周辺に広がる田園景観に調和するよう、低層の建築物を基本とする。 <input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。
	圧迫感の軽減	
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	
工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 既存の建築物等の配置の特徴を把握し、田園や集落地との調和に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。

工作物	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との 調和	<input type="checkbox"/> 周辺に広がる田園景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 <input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。
		設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。
		色彩	<input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	
開発行為・ 土地の形質 の変更等	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木・樹林等の 保全	<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。	
外観照明・ 屋外照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	

## 丘の景域

丘の景域		景観形成基準
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。 <input type="checkbox"/> 花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。
	形態・ 意匠・ 色彩	<input type="checkbox"/> ふもとの田園地域から見た際、脊振山系や丘陵地の稜線を切るような高層建築・大型建築はできるだけ避け、低層の建築物を基本とする。 <input type="checkbox"/> 脊振山系や丘陵地と馴染むよう、勾配屋根を設置する等、形態・意匠に配慮する。
	圧迫感の 軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	
工作物	配置	<input type="checkbox"/> 緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。 <input type="checkbox"/> 花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。
	形態・ 意匠・ 色彩	<input type="checkbox"/> 脊振山系や丘陵地と馴染む形態・意匠とする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。

工作物	形態・ 意匠・ 色彩	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。 <input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
	外構・緑化等		<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。
開発行為・ 土地の形質 の変更等	造成等		<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。
	既存樹木・樹林等の保全		<input type="checkbox"/> まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。
外観照明・ 屋外照明	照度の抑制		<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。
	点滅照明		<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。
	照明器具		<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。

## 5.5 景観形成重点地区別の景観形成基準

### 小郡駅前地区

#### ア) 歴史的景観形成地区

歴史的景観形成地区		景観形成基準
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林等に配慮し、これらを生かす配置とする。 <input type="checkbox"/> 歴史的建造物が面する通りについては、道路に面して建築や塀等が建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 歴史的資源や社寺林等の自然環境と調和した落ち着いた形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 主要な道路に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保する。やむを得ず建物を後退させる場合は、町並みを著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。
	圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度4.0以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は明度7.5以下・彩度4.0以下 無彩色は明度7.5以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えない位置に配置する。通りから望見できる位置に配置する場合、平面駐車場・駐輪場は、緑化等（周囲や舗装面）により修景する。	

工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林等に配慮し、これらを生かす配置とする。 <input type="checkbox"/> 歴史的建造物が面する通りについては、道路に面して建築や塀等が建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。	
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との 調和	<input type="checkbox"/> 歴史的資源や社寺林等の自然環境と調和した落ち着いた落ち着きのある形態・意匠とする。
		設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	
外構・緑化等		<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	
開発行為・ 土地の形質 の変更等	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	緑化	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> まとまった緑や雑木林、社寺林等は、できる限り維持・保全する。	
外観照明・ 屋外照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	

イ) 賑わい景観創出地区

賑わい景観創出地区		景観形成基準
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 既存の建築物等の配置の特徴を把握し、地域の顔となるような魅力ある街並みの形成に配慮した建築物の配置とする。
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 駅前通りでは、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、建物の建ち並びや、歩道や街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 低層部は街ゆく人が楽しめる開放感のあるデザインとする。特に西鉄小郡駅周辺では、路地の活用等、界隈性を演出する空間を確保する。 <input type="checkbox"/> 主要な道路に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保する。やむを得ず建物を後退させる場合は、街並みを著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。
	圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。 <input type="checkbox"/> 夜間照明は、夜の賑わいを演出するようなものとする。ただし、閃光を発生するものや点滅するもの等の過度な照明は避ける。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度 6.0 以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えない位置に配置する。通りから望見できる位置に配置する場合、平面駐車場・駐輪場は、緑化等（周囲や舗装面）により修景する。	

工作物	配置	<input type="checkbox"/> 既存の建築物等の配置の特徴を把握し、地域の顔となるような魅力ある街並みの形成に配慮した配置とする。	
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との 調和	<input type="checkbox"/> 駅前通りでは、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、建物の建ち並びや、歩道や街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。
		設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。
		色彩	<input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	
開発行為・ 土地の形質 の変更等	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	緑化	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。	
外観照明・ 屋外照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	



## 丘の上住宅地区

丘の上住宅地区		景観形成基準
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 樹林地やため池等の自然環境の保全に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配慮した配置とする。
	形態・ 意匠・ 色彩	<input type="checkbox"/> 商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 <input type="checkbox"/> 背振山系や丘陵地と馴染むよう、勾配屋根を設置する等、形態・意匠に配慮する。
	圧迫感の 軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
	素材	<input type="checkbox"/> 建築物や工作物の素材は落ち着いた住宅地景観の形成を意識し、特に建築物の低層部や敷き際等は、木や石、土（レンガ）等の自然素材の使用に努める。
外構・緑化等		<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 <input type="checkbox"/> 樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。特に人の目線を集めやすい場所等にシンボルツリーを配置する等街並みの演出を行う。 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場を配置する場合、緑化等（周囲や舗装面）により修景する。

工作物	配置	<input type="checkbox"/> 樹林地やため池等の自然環境の保全に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配慮した配置とする。
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 <input type="checkbox"/> 脊振山系や丘陵地と馴染む形態・意匠とする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。
	緑化	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。
外観照明・屋外照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。

松崎地区

松崎地区		景観形成基準
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮し、これらを生かす配置とする。 <input type="checkbox"/> かつての薩摩街道沿いで歴史的風情を残す場所については、道路に面して建築物や塀等が連なって建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 歴史的資源や桜馬場をはじめとする自然環境と調和した落ち着いた形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 周辺に広がる田園景観に調和するよう、低層の建築物を基本とする。 <input type="checkbox"/> 薩摩街道に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保する。やむを得ず建物を後退させる場合は、薩摩街道の町並みを著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。
	圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 前面道路に面して植栽を行う場合は、建築物や門・塀等による通りの景観との調和に配慮するとともに、薩摩街道の町並みに配慮した樹種を選定する。 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えにくい位置に配置する。通りから望見できる位置に配置する場合、駐車場・駐輪場は、植栽や格子等により修景する。
工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> かつての薩摩街道沿いで歴史的風情を残す場所については、道路に面して建築物や塀等が連なって建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。

工作物	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との 調和	<input type="checkbox"/> 歴史的資源や桜馬場をはじめとする自然環境と調和した落ち着いた形・意匠とする。
	色彩	設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。
		色彩	<input type="checkbox"/> 薩摩街道に面する垣・柵は、落ち着いた色合いの低彩度色とし、薩摩街道の町並みと調和するような配色に努める。 <input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
	外構・緑化等		<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。
開発行為・ 土地の形質 の変更等	造成等		<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。
	緑化		<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。
	既存樹木・樹林等の保全		<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。
外観照明・ 屋外照明	照度の抑制		<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。
	点滅照明		<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。
	照明器具		<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。

宝満川地区

宝満川地区		景観形成基準
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。
	形態・意匠・色彩 周辺との調和	<input type="checkbox"/> 周辺に広がる田園景観に調和するよう、低層の建築物を基本とする。 <input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。
	圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。 <input type="checkbox"/> 屋上に設備等を設置する場合には、周囲から目立たないように配置し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	
工作物	配置	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備、通信用移動鉄塔の設置を原則禁止する。 <input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。
	形態・意匠・色彩 周辺との調和	<input type="checkbox"/> 周辺に広がる田園景観に調和する形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。

工作物	形態・ 意匠・ 色彩	設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。
		色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。 <input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
	外構・緑化等		<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。
開発行為・ 土地の形質 の変更等	造成等		<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。 <input type="checkbox"/> 十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。
	土石類の採取		<input type="checkbox"/> 土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわれないものとする。
	物件の堆積		<input type="checkbox"/> 資材等を堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣等の目隠しによる修景を行う。
	緑化		<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。
	既存樹木・樹林等の保全		<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。
外観照明・ 屋外照明	照度の抑制		<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。
	点滅照明		<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。
	照明器具		<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。

# 花立山地区

花立山地区		景観形成基準
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。 <input type="checkbox"/> 花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。
	形態・ 意匠・ 色彩	<input type="checkbox"/> ふもとの田園地域から見た際、脊振山系や丘陵地の稜線を切るような高層建築・大型建築は避け、低層の建築物とする。 <input type="checkbox"/> 脊振山系や丘陵地と馴染むよう、勾配屋根を設置する等、形態・意匠に配慮する。
	圧迫感の 軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	
工作物	配置	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備、通信用移動鉄塔の設置を原則禁止する。 <input type="checkbox"/> 緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。 <input type="checkbox"/> 花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。
	形態・ 意匠・ 色彩	<input type="checkbox"/> 脊振山系や丘陵地と馴染む形態・意匠とする。
	設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。

工作物	形態・ 意匠・ 色彩	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。 <input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
	外構・緑化等		<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。
開発行為・ 土地の形質 の変更等	造成等		<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。
	土石類の採取		<input type="checkbox"/> 土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわれないものとする。
	物件の堆積		<input type="checkbox"/> 資材等を堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣等の目隠しによる修景を行う。
	緑化		<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。
	既存樹木・樹林等の保全		<input type="checkbox"/> まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。
外観照明・ 屋外照明	照度の抑制		<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。
	点滅照明		<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。
	照明器具		<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。



## 5.6 沿道景観保全ゾーンの指定について

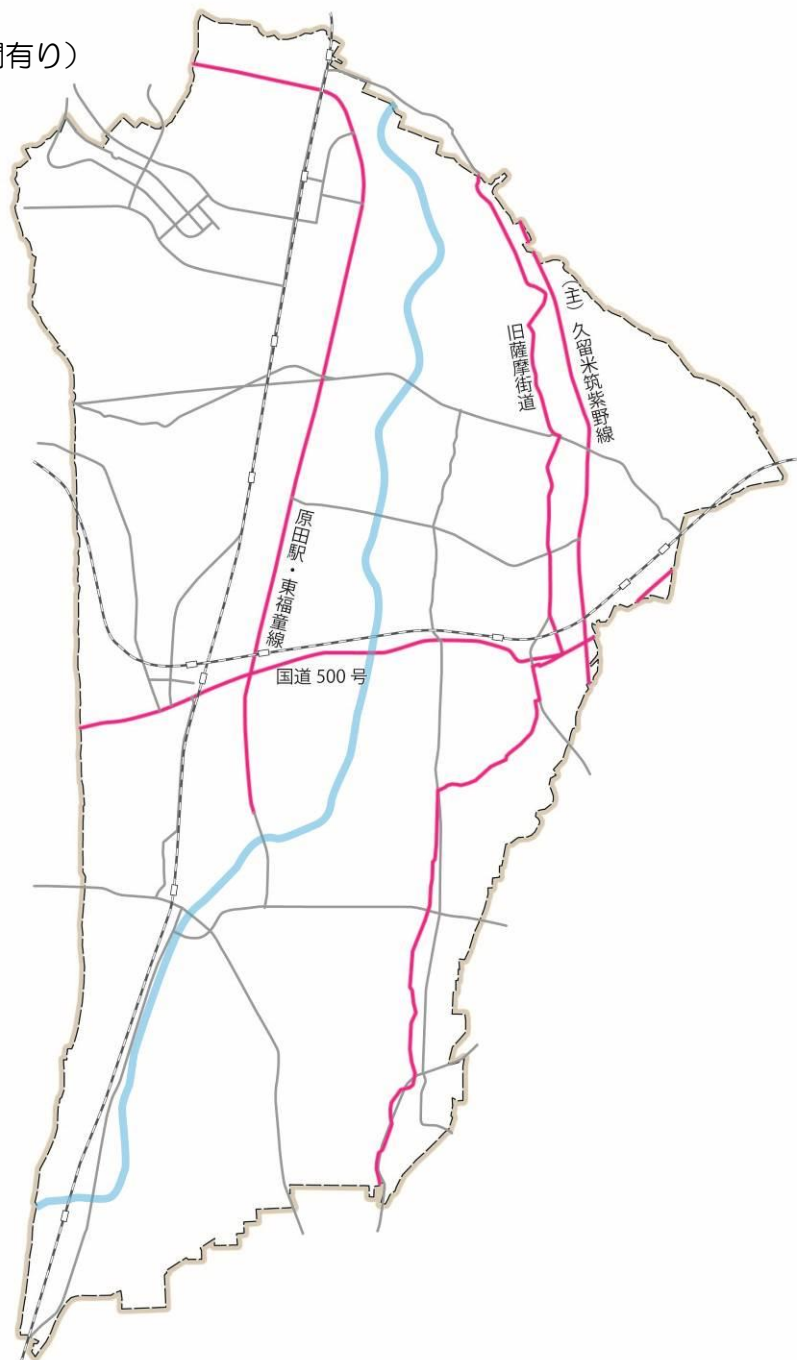
筑後川流域では、流域内を結ぶ主要な幹線道路の沿道において、広がりのある田園景観や山並みへの眺めを保全するとともに、市街地における沿道の連続する街並みへの配慮を求めるために、「筑後川流域景観計画」において「沿道景観保全ゾーン」を指定しています。

本市においても、幹線道路等の沿道景観について、福岡県をはじめ関係市町等と連携した景観形成を進めていくために「沿道景観保全ゾーン」を指定するものとします。

【区域】 以下に示す道路端から沿道 30mの範囲

※ただし、景観形成重点地区に指定されている区域は除く

- 国道 500 号
- 主要地方道久留米筑紫野線
- 都市計画道路原田駅東福童線
- 旧薩摩街道（一部現存しない区間有り）



□国道 500 号

沿道景観保全ゾーン		景観形成基準
建築物・ 工作物	配置	□通りに面して商店や住宅等が建ち並び賑わいを創出している現況を踏まえ、道路や歩道からの見え方や周辺の建築物・工作物の位置関係に配慮した配置とする。
開発行為・ 土地の形質 の変更等	外構・緑化等	□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。

□主要地方道久留米筑紫野線

沿道景観保全ゾーン		景観形成基準
建築物・ 工作物	配置	□広大な田園が周囲に広がる状況を踏まえ、道路からの見え方や周辺の建築物・工作物の位置関係に配慮した配置とする。
	形態・ 意匠	眺望景観 への配慮
開発行為・ 土地の形質 の変更等	外構・緑化等	□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。

□都市計画道路原田駅東福童線

沿道景観保全ゾーン		景観形成基準
建築物・ 工作物	配置	□歩道・街路樹が連続した通りに面して商店や住宅等が建ち並び現況を踏まえ、道路や歩道からの見え方や周辺の建築物・工作物の位置関係に配慮した配置とする。
開発行為・ 土地の形質 の変更等	外構・緑化等	□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。

□旧薩摩街道

沿道景観保全ゾーン		景観形成基準
建築物・ 工作物	配置	□街道沿いの町並みや歴史的建造物への眺望を阻害することのない配置とする。
	形態・ 意匠	周辺との 調和

## 第6章

### 景観重要建造物・樹木の指定方針



## 第6章 景観重要建造物・樹木の指定方針

### 6. 1 景観重要建造物・樹木の整備に関する事項

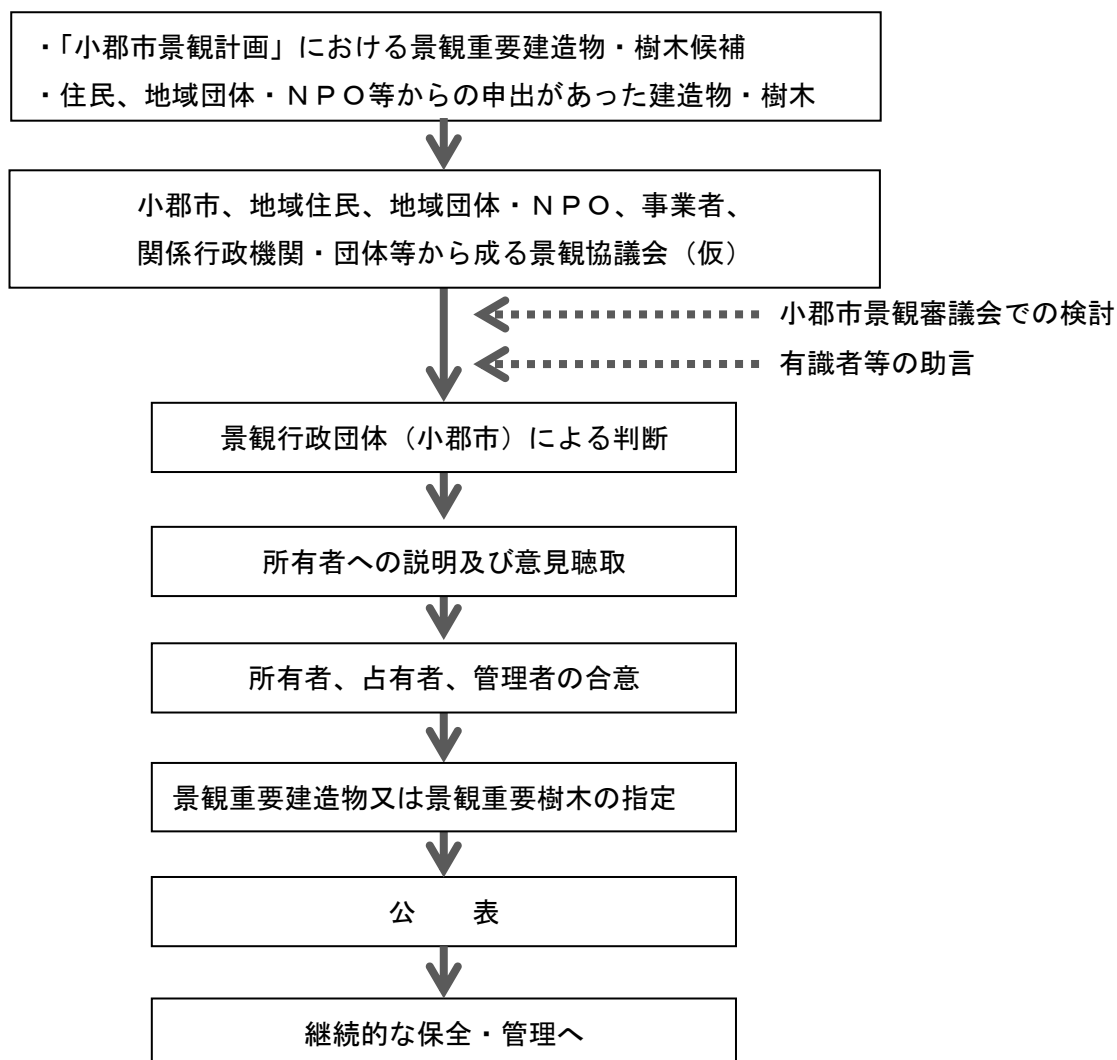
#### 1) 指定の方針

本市には、地域固有の歴史や文化を今に伝え、人々に親しまれている建造物や樹木等が数多く存在しています。これら本市の景観形成において重要な役割を担う建造物や樹木について、以下の①～③のいずれかに該当するものについて景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を行います。

- ① 本市の自然景観を特徴づけているもの
- ② 地域の歴史や生活文化を今に伝える景観上の価値を有するもの  
(指定文化財、登録文化財を含む)
- ③ 長い時間をかけて地域住民が大切に保全に取り組み、活用されているもの

#### 2) 指定の流れ

指定の方針に基づき、以下の手順により指定を行う。



### 3) 指定候補施設

#### ◆建造物

<p>1. 靈鷲寺 <small>りょうじゅうじ</small></p> 	<p>2. 如意輪寺</p> 	<p>3. 光養寺</p> 
<p>4. 實相寺</p> 	<p>5. 大中臣神社 <small>おおなかとみ</small></p> 	<p>6. 老松神社 <small>おいまつ</small></p> 
<p>7. 隼鷹神社</p> 	<p>8. 七夕神社</p> 	<p>9. 御勢大靈石神社 <small>みせたいれいせき</small></p> 
<p>10. 黒岩稻荷神社</p> 	<p>11. 祇園神社</p> 	<p>12. 旧三原家住宅</p> 
<p>13. 旧松崎旅籠油屋</p> 	<p>14. 鶴小屋</p> 	<p>15. 平田家住宅</p> 

16. 三根家住宅



17. 松岡家住宅(とびうめ)



18. 旧小郡村役場



19. 松崎宿北構口・南構口



◆樹木

あめのおしほみみ  
1. 天 忍穂耳神社境内のクス



2. 隼鷹神社境内のクスノキ群



3. 福童の將軍藤

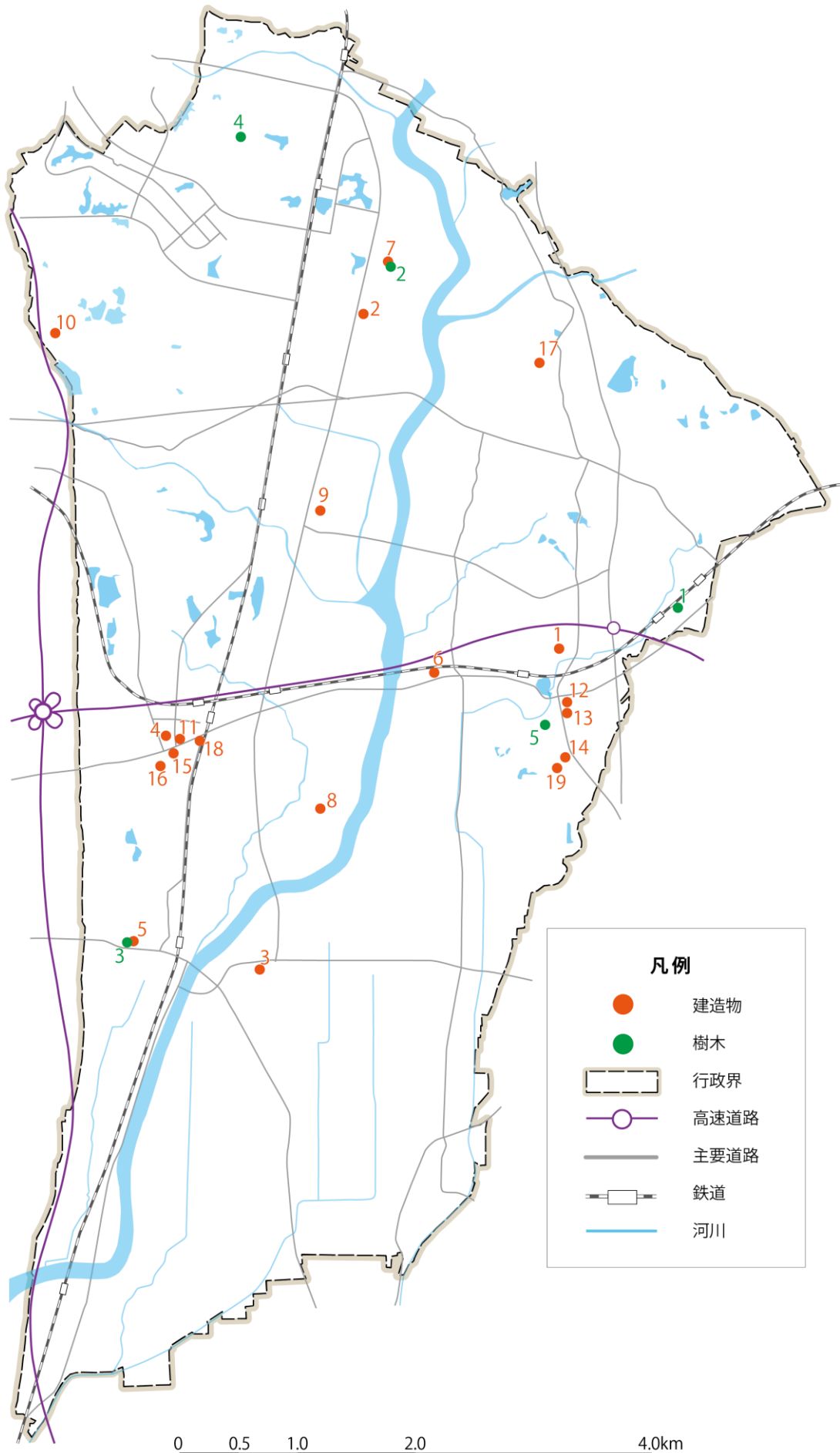


4. 津古の森



5. 桜馬場の桜並木





▲指定候補施設 位置図



## 第7章

### その他、景観形成に必要な事項



## 第7章 その他、景観形成に必要な事項

### 7.1 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項

屋外広告物は、市民の生活に必要な情報の提供はもとより、まちの活気や賑わいを創出する特性を併せ持つ等、都市空間を構成するための重要な要素です。しかし、無秩序に広告物が氾濫してしまうと、自然景観や都市景観に大きな影響を与え、良好な景観形成を大きく妨げることとなります。

本市は、これまで「福岡県屋外広告物条例」により屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する許可等に取り組んできましたが、今後は、屋外広告物法に基づく「(仮称)小郡市屋外広告物条例」の制定を検討し、建築物等とあわせて景観形成の上で重要な要素である屋外広告物の位置、形態・意匠、色彩等について、周囲の景観と調和した適切な誘導を図ります。

#### 1) 基本方針

- ① 主要な道路、鉄道及び河川から見通せる山並みや田園への眺望景観の保全に配慮する。
- ② 歴史的な町並みや建造物、樹木等の景観資源の周辺では、その景観資源が醸し出す趣きを損ねないように表示又は設置位置に配慮する。
- ③ 非自家用広告物だけでなく、自家用広告物についても大きさ、高さ、色彩等に配慮する。
- ④ 田園・集落地の景域や丘の景域では、人工物が目立ちやすく、自然景観や田園景観を損ねるおそれがあるため、屋外広告物の掲出数を最小限にとどめるよう配慮する。掲出する場合は、周辺環境と調和するよう大きさ、高さ、色彩等に配慮するとともに、夜間照明についても必要以上の明るさとならないよう配慮する。
- ⑤ 市街地の景域では、賑わいや潤いの創出を図るとともに街並みや背景との調和を図り、屋外広告物が過大・過剰とならないよう配慮する。

#### 2) 景観誘導方針

上記の基本方針に基づき、屋外広告物の表示又は設置に関する景観誘導方針を次のとおり定めます。許可に関する詳細な規準については、(仮称)小郡市屋外広告物条例において必要な制限を定めるものとします。

- ① 屋外広告物の形態及び意匠は、周辺環境や建築物等との調和を図るとともに、広告物の面積、高さは必要最小限とする。
- ② 屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、調和したものとする。
- ③ 主要な交差点等に案内表示を設置する場合は、できるだけ共同化・集合化を図る。
- ④ 動光、点滅照明、その他これらに類似するものは設置しないよう努める。
- ⑤ 反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いて映像を映し出すものについては、表示又は設置しないよう努める。
- ⑥ 屋上広告は、スカイラインを乱さないよう配慮した上で表示するか、設置しないよう努める。
- ⑦ 野立て看板<sup>※</sup>が、田園地帯や山間部の自然景観を阻害しないよう配慮する。

※野立て看板：街路や路地、田畑等に設けて、通行人や乗客に店舗や企業等をPR、案内、誘導するための看板。

## 7. 2 景観重要公共施設の整備に関する事項

### 1) 指定の方針

道路、河川、公園等の公共施設は、多くの人々が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して大きな影響を与えます。そのため、市内の公共施設のうち、次の要件を満たす施設については、景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定し、周辺の土地利用との調和を図りながら、施設周辺を含めた良好な景観形成を誘導します。

なお、景観重要公共施設は必要に応じて管理者との協議の上、随時追加して指定できるものとします。

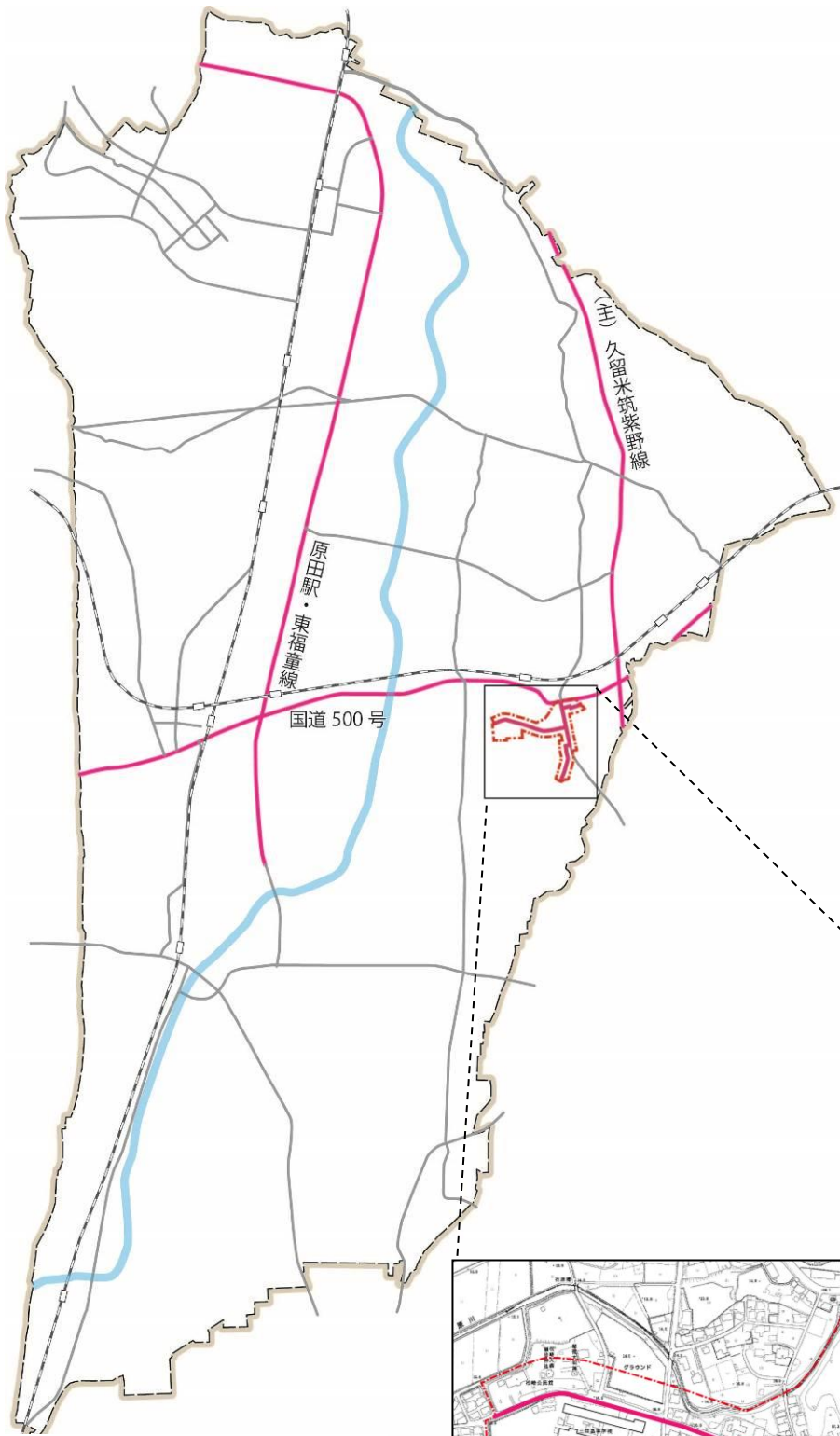
- ①本市の景観形成において重要な軸や拠点となっている公共施設
- ②施設の整備に伴い良好な景観を再生・創出する等、景観形成の先導的な役割を果たす公共施設

### 2) 対象施設

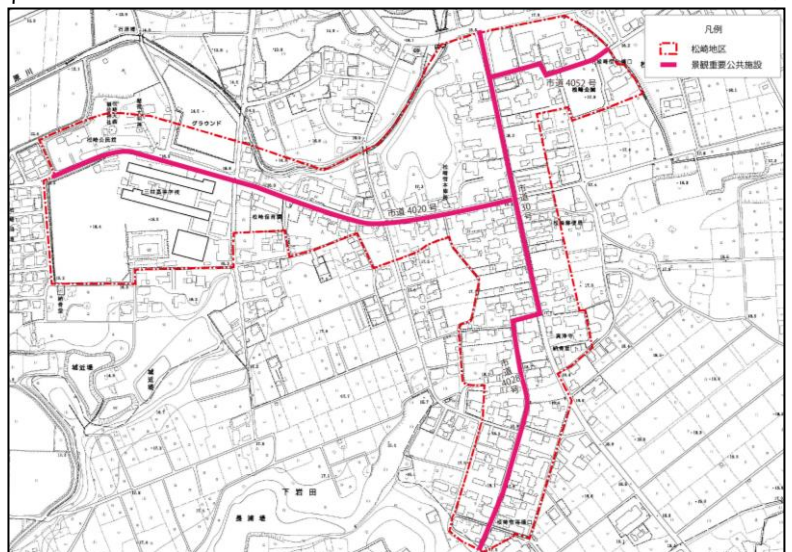
対象となる景観重要公共施設は、以下のとおりとします。

分類	施設名・路線名	管理者
河川	宝満川	国・福岡県
道路（広域）	国道 500 号	国
	（主）久留米筑紫野線	福岡県
	都市計画道路原田駅東福童線	小郡市
道路（景観形成重点地区内）	市道 30 号	小郡市
	市道 4020 号	小郡市
	市道 4028 号	小郡市
	市道 4052 号	小郡市

（主）：主要地方道



▲景観重要公共施設位置図



▲松崎地区 詳細図

### 3) 公共施設の整備方針

#### (1) 河川

周囲の自然環境や、これまで培われてきた自然や生物の営みとの調和を図りながら、良好な河川景観を形成するため、河川整備にあたっては以下の事項に配慮します。

- ① 地域に親しまれ固有の景観を作り出してきた井堰等の構造物、樹木、植物等については、治水・利水計画上支障のない範囲で保全・活用に努める。
- ② 地域に親しまれている貴重な生物が生息する箇所については、その生息環境の保全に配慮する。
- ③ 自然環境との調和に配慮した素材、形態・意匠となるように努める。
- ④ 多くの人々が河川景観を眺め、親しむことができるよう、自然環境との調和に配慮しつつ可能な限り親水性の高い空間整備に努める。

#### (2) 道路（広域）

連続した良好な道路景観を形成するため、道路整備にあたっては以下の事項に配慮します。

- ① 路線ごとの景観特性に配慮した施設整備を行い、通りとしての連続した景観が見られる区間では、事業区域や事業時期、事業主体等の違いに関わらず、境界部でのつながりに違和感を与えない仕様となるように努める。
- ② 車窓からの田園景観や自然景観への眺望景観に配慮するとともに、移動に伴い連続して変化する景観（シークエンス景観）に配慮する。
- ③ 宝満川に架かる橋梁等については、周囲に溶け込む形態・意匠となることや、地域のシンボルやランドマークとなることが望まれる場合があるため、地域住民やNPO等、地元関係者の意見の反映や、専門家による助言等による景観形成に努める。

#### (3) 道路（景観形成重点地区内）

近世の街道等、個性を生かした景観まちづくりを進める地区における町並みの形成には、道路空間の整備のあり方が大きな影響を与えます。そこで、地区レベルで「道」を中心に景観まちづくりが進み、町並み形成が図られる地区において、景観上重要な役割を果たす道路を景観重要道路に指定し、以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を図ります。

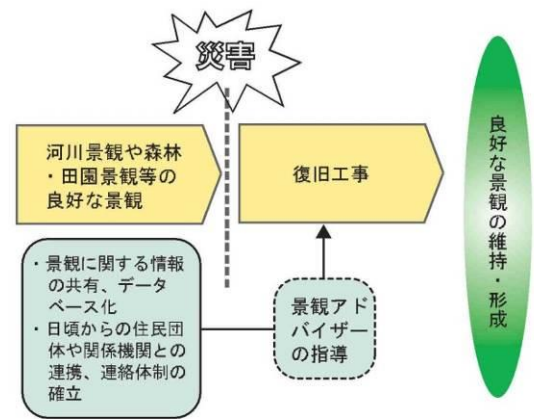
- ① 地域の歴史や文化を継承する景観の形成に配慮し、並木や樹木等の重要な景観資源は、適切に保全し、道路景観を形成する要素のひとつとして活用に努める。
- ② 道路空間のみが過度に目立たないように留意し、周囲の景観との調和に配慮する。

#### 4) 災害復旧に備える配慮事項

大規模な災害後の復旧工事によって、河川景観や森林・田園景観が大きく変化しないよう、応急復旧等を除き、景観に配慮しながら復旧のための整備を行なうことが必要です。

そのため、日頃から地域住民の景観に関する情報の共有を図り、従前に形作られていた景観を参考としながら整備を行なうことを促します。

また、住民、地域団体、行政をはじめとする関係機関が、復旧時にも適切に対応できるための連絡体制を整えます。







## 第8章

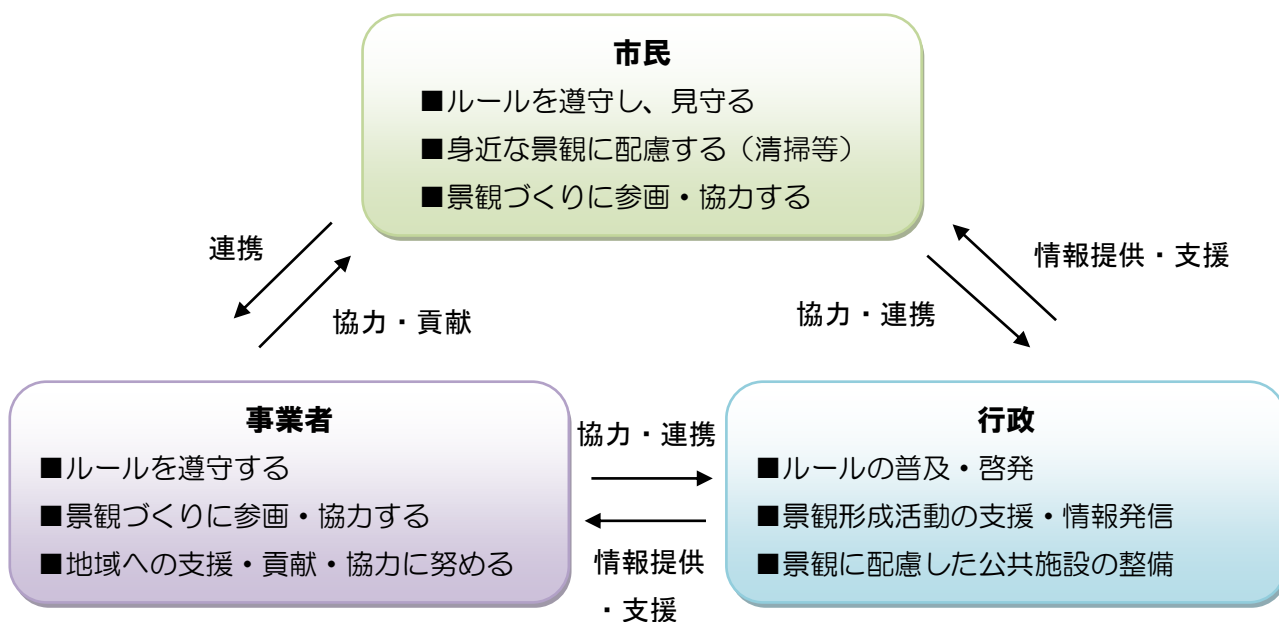
# 協働による景観形成の仕組みと体制



# 第8章 協働による景観形成の仕組みと体制

## 8.1 それぞれの主体の役割と連携

良好な景観形成に向けては、市民・事業者・行政のそれぞれが役割を認識し、互いに協力・連携しながら、取り組むことが不可欠です。景観形成の目標や基本方針を各主体が共有するとともに、できることから少しずつ実行に移していくことが重要です。



※参考：景観法における責務（景観法第3～6条）

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

## 8. 2 景観形成を推進する体制と仕組み

良好な景観形成を継続的に推進していくためには、地域において景観形成に関わりを持つ様々な立場の関係者が協議・調整を図りながら、課題解決を図っていくことが重要です。

また、地域固有の景観資源やその特徴を踏まえ、景観法をはじめとした様々な法制度（都市計画法、建築基準法、自然公園法、文化財保護法、屋外広告物法等）を積極的に活用しながら、良好な景観形成を総合的に推進していきます。

### 1) 景観計画の運用に関する実施体制

#### (1) 景観審議会を設置

小郡市景観計画の変更や、届出に関する勧告や変更命令等に向けた審議、景観形成重点地区や景観重要建造物・景観重要樹木の指定等について協議及び審査を行う機関として「小郡市景観審議会」を設置します。

景観審議会は、本市の景観形成に関し専門的な知識を有する学識経験者や専門家、関係団体を代表する者、公募市民により構成され、それぞれの専門的な立場からの助言を踏まえ、審議を行います。

#### (2) 景観アドバイザー制度の活用

景観計画の実行性を高め、より質の高い建築物等のデザインを誘導するためには、専門家等による助言等が不可欠です。このため、良好な景観形成に寄与する建築行為等を行うための指導を行う専門家等を「景観アドバイザー」として位置づけ、事業主に対する適切な助言を行います。

#### (3) 庁内における連携

良好な景観形成を推進するためには、都市計画・建築・土木等の都市整備に関する部局のみならず、農林部局や商工・観光等の産業振興に関する部局、文化財担当部局等の様々な分野における部局の連携、協力、調整が不可欠であるため、庁内の横断的な組織体制を構築し、密な連携を図っていきます。

#### (4) 筑後川流域市町・国・県との連携

本市の景観形成は、「筑後川流域景観テーマ協定」や「筑後川流域景観計画」に基づいて行うものであることから、広域的なまとまりやつながりをもった関係市町に加え、国や福岡県との連携を図り、より効果的な景観まちづくりを推進していきます。

## 2) 景観法の活用

### (1) 景観協議会

景観形成の推進に向けては、景観形成に関わる多様な主体や機関、地域住民や企業等、関係者間における相互理解と協力・連携の体制が不可欠です。

景観法では、良好な景観形成に向け必要な協議を行う場として、「景観協議会」が位置づけられており、この組織（体制）の積極的な活用が期待されます。地域住民、地域団体・NPO等、自治会、事業者、国・県・市の行政機関、学識経験者・有識者等、学校・PTA・子ども会及び教育委員会等、

多様な主体が参画する体制により、官民が一体となって景観形成に取り組むことを目指します。

## （２）景観整備機構の指定

民間の活力、ノウハウを積極的に活用し、民間団体や地域住民による自発的な景観の保全・整備を推進するため、景観整備機構を指定し、良好な景観の形成を促進します。景観整備機構については、地域住民の中に入って積極的に利害関係を調整し、また、良好な景観の形成に必要な土地取得等の事業の実施を積極的に行う公益法人又はNPO法人を、景観行政団体の長が指定します。

## （３）景観協定

地域住民の自主的な景観形成を支援するため、景観協定の活用を図ります。景観協定は、景観計画区域内の一定の地域について、良好な景観を形成するために、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細かな取決めを全員の合意により定める制度です。取り決める内容は、形態や材質等のハードなものから、色彩、植栽、路上施設・ショーウィンドーの管理等のソフトなものも含めることができます。同協定は、景観行政団体の長の認可を受ける必要があります。

# 3）他の法令との連携による建築物・工作物等の景観誘導

## （１）地区計画（都市計画法）

住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の配置や建築物の建て方等を地区の特性に応じてきめ細かく定め、より良好なまちづくりを進めるために、市町村が都市計画において定めることができます。

## （２）風致地区（都市計画法）

都市の風致を維持するため、建築物・工作物の制限、木材の伐採、土砂の採取等の行為をあわせて規制する制度です。面積 10ha 以上のものは県が、その他のものは市町村で定めます。

## （３）建築協定（建築基準法）

住宅地の環境又は商店街の利便性の改善、向上を図るため、一定の区域の土地所有者等が、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について締結する協定です。市町村が、土地所有者等が建築協定を締結できる旨を条例で定めます。

## （４）緑地保全地域・特別緑地保全地区・緑化地域（都市緑地法）

里地・里山等の比較的大規模な緑地や都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等の一定の行為を制限することにより緑地を保全する制度です。都市計画区域内の緑地のうち、緑地保全地域においては都道府県（市の区域内にあっては、当該市）が、特別緑地保全地区においては市町村（10ha 以上かつ2以上の区域に亘るものは都道府県）が、緑化地域については市町村が指定することとなります。

## （５）緑地協定（都市緑地法）

特に緑地の保全や緑化の推進が必要な地区については、緑地協定制度を活用し、地域住民の自主的

な景観形成を推進していきます。緑地協定は、保全又は植栽する樹木等の種類・場所・垣・柵の構造等について締結することができます。

#### （６）文化的景観（文化財保護法）

文化財保護法では、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された固有の景観を文化的景観として定めており、景観計画区域内にある文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観として選定することができます。重要文化的景観について、現状の変更等の行為をする場合、文化財保護法に基づく届出が必要となります。

#### （７）屋外広告物条例（屋外広告物法）

「屋外広告物の景観誘導方針」に基づく景観形成を図るため、屋外広告物法による市独自の屋外広告物条例の制定を目指します。屋外広告物条例は、良好な景観の形成、風致維持、公衆に対する危害防止のために、都道府県又は景観行政団体である市町村が屋外広告物の表示等に関する制限の内容を定めます。

### ４）景観形成重点地区における景観まちづくりの推進に向けて

「景観形成重点地区」では、景観形成に関する基準を設け規制・誘導を行うとともに、観光振興や定住促進、空き家対策、環境保全等の様々な事業や制度と、景観まちづくりのための施策を連携させ、地区の特性を生かした良好な景観形成に取り組んでいきます。また、市民との協働のまちづくりを推進するために、良好な景観形成につながる活動に対して技術的支援等を行います。

歴史的な町並みや建造物が残る地区においては、地区固有の町並みを保全し、それらを活用したまちづくりを進めていくため、地区住民と協議しながら、「まちづくり協定」の策定や、「街なみ環境整備事業」の導入等を見据えた調査・検討を進めていきます。

また、今後住民運動の高まり等により、良好な景観形成の更なる推進が求められる地区については、新たに景観形成重点地区として追加し指定することを検討します。

## 8. 3 景観形成につながる活動の推進

市内の豊かな自然や古くから伝わる歴史・文化、広大な田園、美しい住宅街の街並み等は、地域の貴重な財産となっています。これらによって作り出される景観は、日々の人々の手入れや営み、活動によって大切に継承されてきたものです。

そうした個々で行われている地域・経済活動を基盤としながら、景観資源を活用した地域振興や地域の活性化につなげていくため、住民や企業との連携を図りながら景観形成につながる様々な活動を積極的に支援していきます。

### 1) 住民及び事業者との連携

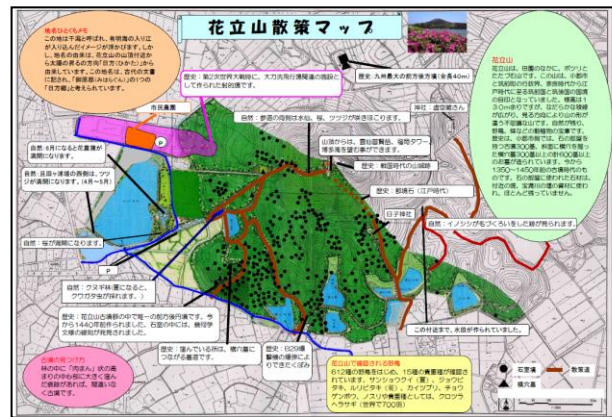
住民主体の景観形成に関わる活動とは、個々の家の花植え・緑化や、河川や道の清掃、森林や里山の保全、各地で行われている祭り・行事の普及及び継承、地域に点在する景観資源の発掘・共有化、耕作放棄地の活用、資源のブランド化等多岐に渡ります。

多くの市民や事業者が日ごろから良好な景観形成に興味を持ち、積極的に参加できるよう、イベント等による啓発活動を行うとともに、良好な景観形成に関する継続的な情報発信に取り組みます。また、良好な景観形成を目指し活発に活動を行う市民や団体等に対する技術的支援等を通じ、連携を図るものとします。

#### 事例1 地域資源マップの作成（花立山を楽しむ会）

地域住民で組織された「花立山を楽しむ会」により、「花立山散策マップ」が作成され、訪れる人々に活用されています。

地図として地域資源をまとめることは、多くの人々に地域資源を紹介し、関心を高めることに役立つとともに、地域資源の豊かさ・大切さ等に対する意識の共有化を図るためにも有効です。



#### 事例2 竹きりのボランティア活動（勝負坂公園を守る会）

希みが丘区の「勝負坂公園」は、ため池（勝負坂池）を有し、景観に優れた区民の癒しの場所ですが、真竹の繁殖等により森林の荒廃が進んでおり、治安上の問題も発生していました。

そのため、竹きりボランティアを行う「勝負坂公園を守る会」を立ち上げ、森林の整備保全と子どもたちへの森林環境教育を行うことで、住宅街にある「里山」として景観や環境の向上に寄与することを目指しています。



### 事例3 里山保全活動（NPO 法人 三沢遺跡の森を育む会）

「三沢遺跡の森を育む会」は、九州歴史資料館に隣接する「三沢遺跡（福岡県指定史跡）の森」を活動拠点とし、森の豊かな自然を守るとともに、生物多様性、地球環境問題や地域の歴史を考える「学びの森」として育てるため、森での自然体験イベントを中心に活動を行っています。

森や遊歩道の整備活動や外来植物駆除の他、燻蝟（はぜろう）による和ろうそくづくりや秋の山野草を楽しむ会等、様々な活動を通じて森の豊かな自然環境の保全を目指しています。



### 事例4 農村環境向上活動（光行水土里（みつゆきみどり）の会）

「光行水土里（みつゆきみどり）の会」では、近年農家人口の減少と農業人口の高齢化により、共同活動への参加が厳しくなっていることから、農業者・行政区・老人会・団体・小中学校が一体となって農村環境を保全する活動を行っています。

具体的には水路法面を利用した景観作物の植栽、幹線水路内の泥上げ、法面の草刈り等を実施しており、農業者と地域住民が協力して緑豊かな農村地域を将来に残していくことを目指しています。



### 事例5 味坂ポピー祭り（味坂21の会）

味坂地区の活性化を目指す市民団体「味坂21の会」が、会員の農地にポピーの種をまいたのが始まりで、現在では約23,000㎡の農地いっぱいにポピー約100万本、ルピナス約7,000株が5月中旬に咲き誇っています。

見頃の時期に合わせてポピー祭りが開催され、地元特産物コーナーや地域団体による出店が行われる等、市内外の多くの人々に美しい花々による景観が親しまれています。





### 事例6 景観美化活動（御原校区）

協働のまちづくり協議会の環境衛生部会では、校区全体から参加者を募り、宝満川土手沿いの除草活動を年に5回ほど行っています。以前は目立っていた河川敷への不法投棄も減り、適切に管理された美しい宝満川沿岸の景観が保たれています。

また、地域交流部会が中心となり「あすてらす」裏の宝満川沿いの土手において、除草やコスモスの植栽活動を行い「あすてらすコスモスロード」として整備しています。毎年10月にはあすてらすイベント広場において「御原コスモス祭り」を開催し、多くの人で賑わいます。



## 2) 福岡県まちづくり専門家派遣制度の活用

市民が主体となる景観形成に関する取組にあたっては、良好な景観形成やまちづくりに関する情報提供や、地域の実情に応じた専門家によるアドバイス等が必要となる場合があります。

福岡県では、良好な街並みの形成や美しいまちづくりを行おうとする自主的な地域住民団体等に対して、各地域で抱えているまちづくりに関する諸問題・課題に応じて、県で登録しているまちづくり専門家を活動支援のために派遣できる「まちづくり専門家派遣制度」を制定しています。同制度の積極的な活用を促進し、良好な景観形成に対する技術的支援を行います。



# 資料編

- 資料 1. 小郡市景観計画の策定経緯
- 資料 2. 小郡市景観審議会 委員名簿
- 資料 3. 色彩の基礎知識



資料 1. 小郡市景観計画の策定経緯

日時	内容	
<b>■平成25年度</b>		
平成26年 1月22日	小郡市が景観行政団体となることに関する協議書の提出（福岡県）	
平成26年 2月13日	上記協議書に対する回答（福岡県の許可）	
<b>■平成26年度</b>		
平成26年 4月 1日	小郡市が景観行政団体となる	
平成26年 4月 1日	小郡市における筑後川流域景観計画に関する景観法施行条例の施行	
平成26年 4月 1日	景観審議会規則の施行	
平成26年10月26日	市民ワークショップ(第1回)開催	【テーマ】 地域の景観を再発見しよう！（景観マップの作成）
平成26年12月 7日	市民ワークショップ(第2回)開催	【テーマ】 地域の景観の課題を確認し、その将来像や景観形成の方向性について話し合おう！
平成27年 3月31日	第一回景観審議会開催	【内容】 (1) 計画策定の目的と方針について (2) 各景域及び各景観形成重点地区の設定について
<b>■平成27年度</b>		
平成27年 6月25日	第二回景観審議会開催	【内容】 (1) 市全域並びに各景域及び各景観形成重点地区の景観形成基準について
平成27年10月14日	第三回景観審議会開催	【内容】 (1) 小郡市景観計画（素案）の提示について
平成27年12月20日	小郡景観まちあるき開催…③	まちあるき及び報告会の開催
平成28年 1月22日	第四回景観審議会開催	【内容】 (1) 小郡市景観計画（素案）の修正について
平成28年 3月23日	第五回景観審議会開催	【内容】 (1) 小郡市景観計画（素案）の修正について
<b>■平成28年度</b>		
平成28年 4月 1日	景観審議会委員（規則第三条第三号委員）の退任及び新任	
平成28年 9月 2日	第六回景観審議会開催	【内容】 (1) 小郡市景観計画（素案）の修正について
平成29年 3月27日	第七回景観審議会開催	【内容】 (1) 小郡市景観計画の決定について

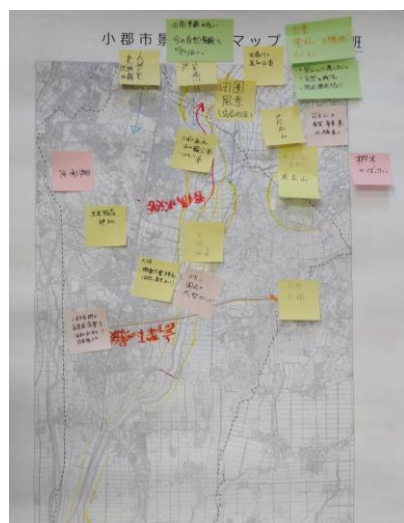
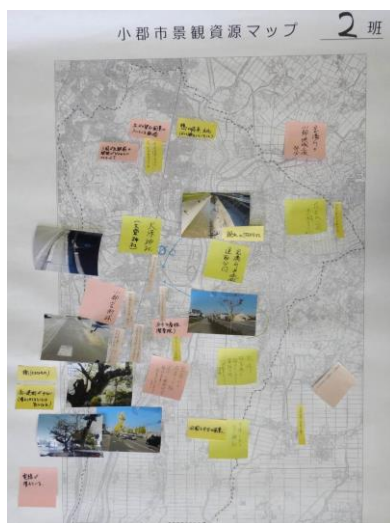
# ①市民ワークショップ（第1回）の開催概要

■開催日：平成26年10月26日

■参加者：12名

■テーマ：地域の景観を再発見しよう！（景観マップの作成）

■ワークショップ開催の様子：



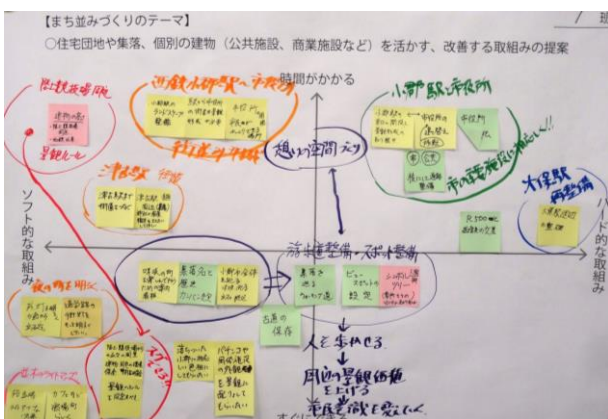
## ②市民ワークショップ（第2回）の開催概要

■開催日：平成26年12月7日

■参加者：12名

■テーマ：地域の景観の課題を確認し、その将来像や景観形成の方向性について話し合おう！

■ワークショップ開催の様子：



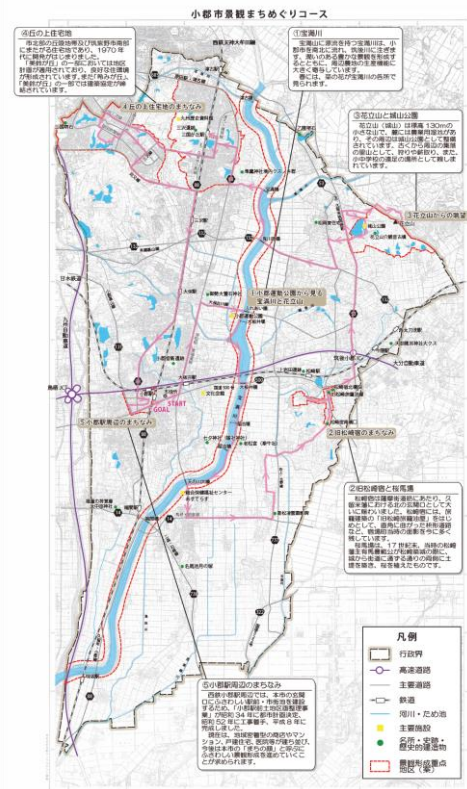
### ③小郡景観まちあるきの開催概要

■開催日：平成27年12月20日

■参加者：9名

■タイムスケジュール

時間	項目
12:30 出発	小郡市役所
↓	①小郡運動公園から見える宝満川と花立山
13:00~13:40	②旧松崎宿の町並み
↓	③花立山からの眺望（徒歩で下山）
↓	④丘の上住宅地区の街並み
↓	⑤西鉄小郡駅周辺の街並み
15:30 到着	小郡市役所【報告会の開催】



### ■まちあるき及び報告会開催の様子





資料2. 小郡市景観審議会 委員名簿

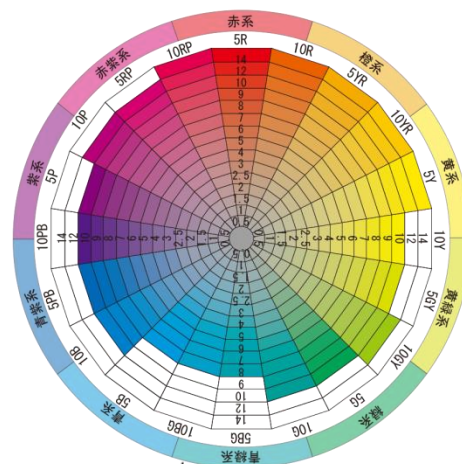
区 分		氏 名	職 名	備考
1号 委員	識見を有する者	佐藤 優	神戸芸術工科大学 副学長・大学院芸術工学研究科長	会長
		福田 忠昭	WeLove 天神協議会 まちづくりディレクター	
		大森 洋子	久留米工業大学 建築・設備工学科大学院教授	
		高山 美佳	LOCAL&DESIGN 株式会社 代表取締役/地域デザイナー	
2号 委員	関係団体等を 代表する者	金子 和正	公益社団法人福岡建築士会副会長	
3号 委員	関係行政機関	赤星 健太郎	福岡県建築都市部都市計画課長	平成 26・27 年度
		酒井 了	福岡県建築都市部都市計画課長	平成 28 年度
4号 委員	市民公募者	原 宇成	市民代表	
		小川 奈美	市民代表	

### 資料3. 色彩の基礎知識

色彩を客観的に表す尺度として、日本工業規格で使用されている「マンセル表色系」があり、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。本市では、このマンセル表色系を用いた色彩基準を定めています。

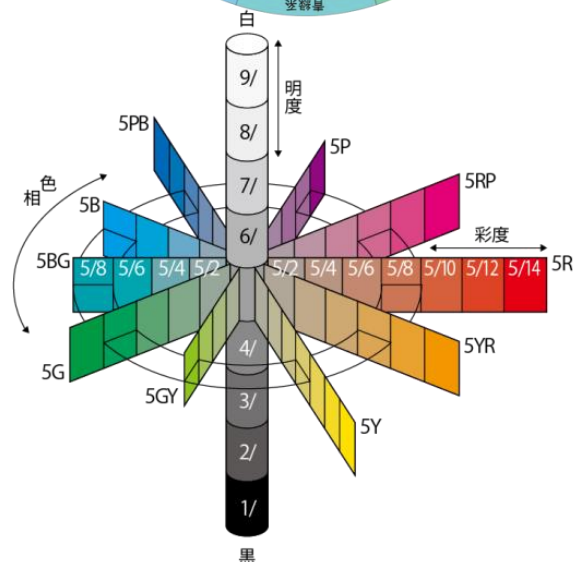
#### ●色相（しきそう）・・・色あいの違い

色相は、色あいの違いを表します。10種類の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）をアルファベットの頭文字(R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ表記します（例えば、5YR等）。



#### ●明度（めいど）・・・明るさの違い

明度は、明るさの度合いを表し、明るさを0から10までの数値で示します。明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。



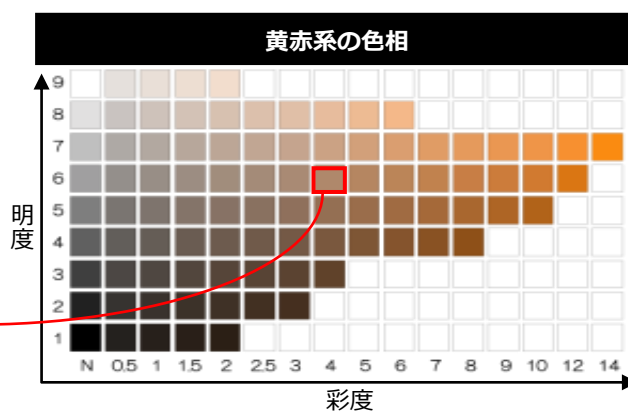
#### ●彩度（さいど）・・・鮮やかさの度合い

彩度は、鮮やかさの度合いを表し、鮮やかさを0から14程度までの数値で示します。白や黒、グレー等の無彩色の彩度は0になります。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤系や橙系等は14程度、青緑系や青系等では8程度となっています。

#### ●マンセル値

マンセル値は、色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせ表記します。

**5YR 6 / 4**  
 5ワイアール 6 の 4  
 (色相) (明度) (彩度)



「あたりまえの美」を再発見  
人と自然と歴史が織りなす、癒しのまち小郡  
—小郡市景観計画—

発行日 平成29年9月

編集・発行 小郡市 都市建設部 都市計画課

〒838-0198 福岡県小郡市小郡255-1

TEL : 0942-72-2111

FAX : 0942-73-0571

Eメール : toshi@city.ogori.lg.jp